

淀川水系寝屋川ブロック河川整備計画
(変更案)

平成 26 年 6 月

大 阪 府

淀川水系寝屋川ブロック河川整備計画（変更案）

目 次

| | |
|---|----|
| 第1章 河川整備計画の目標に関する事項 | 1 |
| 第1節 流域及び河川の概要 | 1 |
| 1. 流域の概要 | 1 |
| 2. 流域の特性 | 4 |
| 3. 河川特性 | 7 |
| 第2節 河川整備の現状と課題 | 8 |
| 1. 治水の現状と課題 | 8 |
| 2. 河川利用及び河川環境の現状と課題 | 13 |
| 第3節 流域の将来像 | 16 |
| 第4節 河川整備計画の目標 | 17 |
| 1. 河川整備の長期目標 | 17 |
| 2. 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標 | 18 |
| 3. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標 | 19 |
| 4. 河川環境の整備と保全に関する目標 | 19 |
| 5. 河川整備計画の計画対象区間 | 22 |
| 6. 河川整備計画の計画対象期間 | 22 |
| 7. 河川整備計画の適用 | 22 |
| 第2章 河川の整備の実施に関する事項 | 25 |
| 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 | 25 |
| 1. 治水施設の整備 | 25 |
| 2. 河川環境改善の取り組み | 37 |
| 第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 | 42 |
| 1. 河川管理施設の維持管理 | 42 |
| 2. 河道の維持 | 42 |
| 3. 日常管理 | 42 |
| 4. 水量・水質の保全 | 43 |
| 5. 被災後の復旧 | 43 |
| 第3章 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項 | 44 |
| 第1節 地域や関係機関との連携等に関する事項 | 44 |
| 1. 関係機関との連携 | 44 |
| 2. 雨水浸透阻害行為への指導 | 44 |
| 3. 地域などへの連携 | 44 |
| 第2節 河川情報の提供に関する事項 | 45 |

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 流域及び河川の概要

1. 流域の概要

(1) 流域の概要

寝屋川流域は、東側を金剛生駒紀泉^{きせん}国定公園に指定されている生駒山地、西側を大阪城から南に伸びる上^{うえまち}野台地、北側と南側は淀川と大和川に囲まれた東西方向約14km、南北方向約19kmの盆地状の地形をしています。この流域は、大阪市東部を含む12市（大阪市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市）にまたがっており、流域面積は267.6km²となっています。

寝屋川は、生駒山地を源に打上川^{うちあげがわ}などの支川を合わせて南流し、北流する恩智川^{おんちがわ}と大東市住道^{すみのどう}で合流し、西に流れを変え、古川^{ふるかわ}、第二寝屋川を合わせ、流域の唯一の出口である京橋^{きょうばし}口（大阪市中央区）を経て旧淀川^{おおかわ}に合流する一級河川です。旧淀川（大川）に合流した後は、大阪の中心部である中之島^{なかのしま}を経て大阪湾に注いでいます。流域内河川の流路延長は約133kmで、寝屋川、第二寝屋川、恩智川^{おんちがわ}、平野川^{ひらのがわ}、古川^{ふるかわ}など大小様々な30河川が網目状に存在しています。（図1.1）

(2) 流域の変遷

寝屋川流域は、約7,000～6,000年前には生駒山麓までが入海となっており、その後、淀川、大和川の度重なる氾濫や生駒山地から運ばれる土砂の堆積により、次第に現在の河内平野^{かわち}を形成していきました。その後、豊臣秀吉の時代には、淀川左岸の堤防の修築により淀川と寝屋川が分離され、江戸時代には、大川^{おおかわ}に流れ込んでいた大和川が現在の位置に付替えられました。これにより洪水は少なくなりましたが、一方で淀川や大和川からの堆積作用を失ったことから広い低平地が形成され、流域の約4分の3にあたる地域（生駒山地の周辺を除く主に河内平野^{かわち}）は内水域¹として残されることとなりました。（図1.2、図1.3、図1.4）

¹ 内水域：寝屋川流域では、地盤が河川水面より低いため、降った雨はそのままでは河川に流入できず、一旦下水道によって集められ、ポンプ施設を介して河川に排水されている地域を指す。

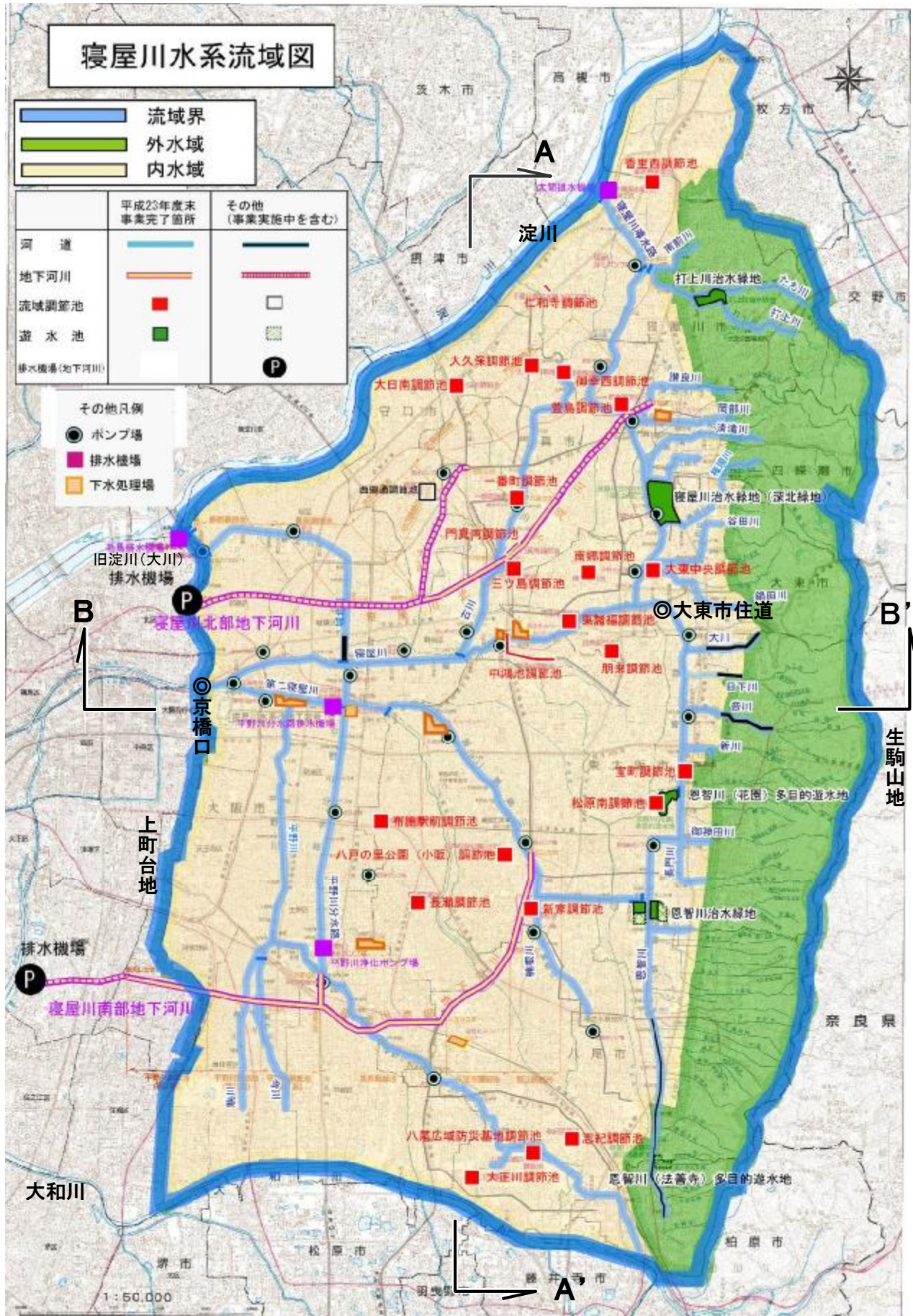
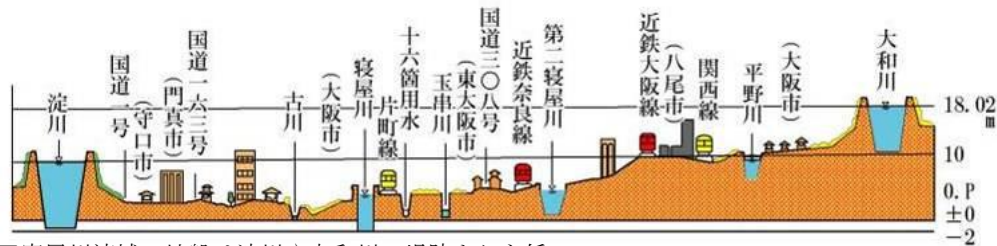


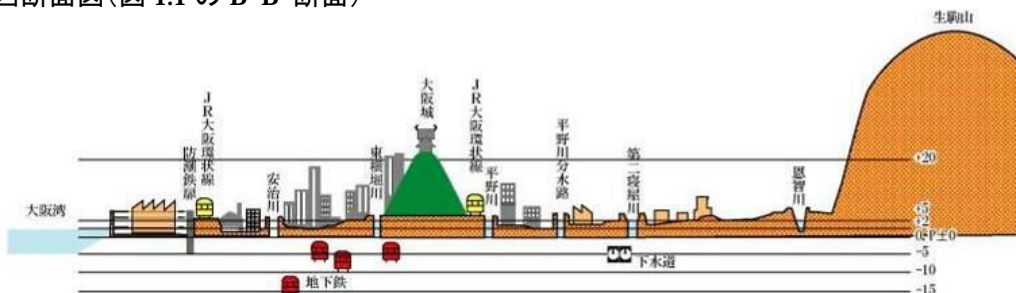
図 1.1 流域図

南北断面図(図 1.1 の A-A' :中央環状線沿い断面)



- 寝屋川流域の地盤は淀川や大和川の堤防よりも低い
- 大和川は、河床が流域の地盤よりも高い、いわゆる天井河川となっている

東西断面図(図 1.1 の B-B' 断面)



- 寝屋川流域は、流域全体が標高の低い地域で、大阪湾の最低潮位(OP)と比較しても+0m~+2mの地盤高さとなっている

図 1.2 地形断面図 資料:寝屋川流域都市水防災総合計画/寝屋川流域都市水防災協議会(1986)

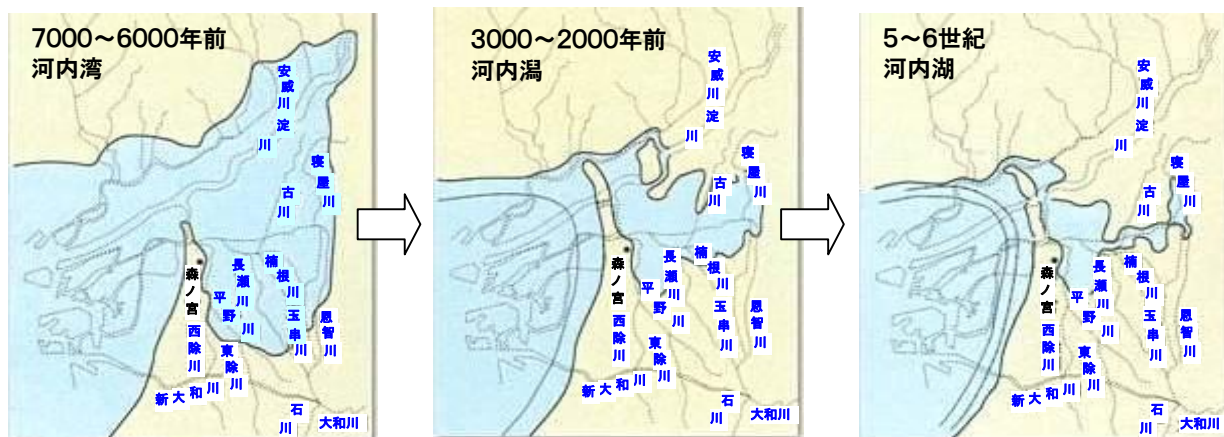


図 1.3 流域の変遷 資料:梶山彦太郎・市原実著「続大阪平野発達史」(1985)に加筆

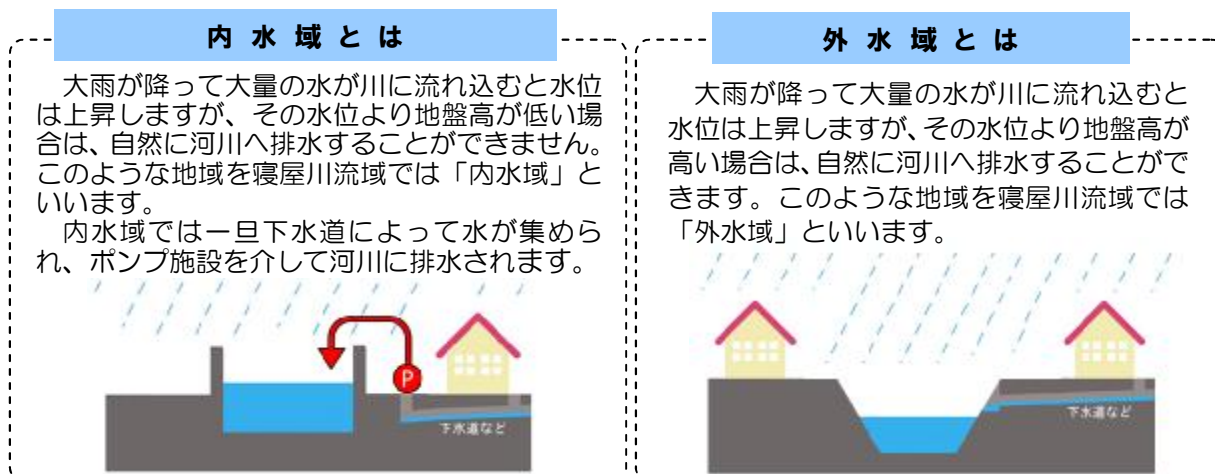


図 1.4 寝屋川流域における内水域と外水域について

2. 流域の特性

(1) 自然環境特性

1) 地質

平地部では未固結堆積物の砂や泥により構成される大阪層群が、山地部では花崗岩が広く分布するとともに風化花崗岩が点在しており、一部、生駒山地との境界部付近では砂礫層がみられます。生駒山付近では斑れい岩が分布しています。

2) 気候

温暖で降水量の少ない「瀬戸内海式気候」に属しています。大阪管区气象台（大阪地点）における昭和56年から平成23年の年平均気温は16.9℃、年間降水量は1,290mmとなっています。なお、降水量は、梅雨期及び台風期に多く、冬期の降水量が少ないという特徴があります。

3) 自然環境

① 植物

中下流域では、市街地が大部分を占めており、植生はほとんど見られません。

上流域では、打上川周辺などで、イネ科草本類を主とした植生が見られます。生駒山地ではアベマキーコナラ群集が広く分布しています。鍋田川及び大川の上流周辺などではモチツツジアカマツ群集が分布するものの、マツ枯れによる衰退及び植物遷移などによって、アベマキーコナラ群集に置き換わってきています。また、「星田妙見宮のシイ林」、「枚岡神社のアラカシ林」、「恩智神社のアラカシ林」については特定植物群落に指定されています。

② 魚類等動物

下流域では、生物の確認種数は非常に少ないものの、流れが穏やかなところではコイ、ギンブナなどの魚類、堆積した底泥にはユリミミズ、ユスリカなどの汚濁に強い底生動物が多く確認されています。

中流域では、確認される魚種も多く、タモロコ、モツゴなどの貴重種も確認されています。

上流域では、流れの緩やかな箇所ではカワニナやゲンジボタルが確認され、また、沢沿いの湿地やコケ類の群生地ではムカシヤンマの幼虫など多様な昆虫類が確認されています。加えて、きれいな水の流れの穏やかな水中でサワガニやニッポンヨコエビが確認されています。

さらに、流域内ではサギ類やセキレイ類をはじめとする多種の鳥類が確認されており、オオタカ、ハイタカ、チュウサギなどの貴重種もみられます。

また、流域内ではオオクチバス、カダヤシなどの外来種も確認されています。

(2) 社会環境特性

1) 人口

平成 17 年の流域内人口は約 271 万人で、大阪府全体の約 31%を占めています。昭和 50 年頃までは増加していましたが、それ以降は大阪市を中心に緩やかな減少に転じています。

2) 産業

流域内の従業者数は約 141 万人(平成 18 年事業所企業統計調査)で、そのうち、約 64%が第三次産業、36%が第二次産業となっており、典型的な都市型の産業構造を示していますが、所々農地も残っています。また、中小企業のまちと言われる東大阪市などを抱える寝屋川流域は大阪府の製造品出荷額の 3 分の 1 のシェアを占めるなど、特に第二次産業が集中しています。

なお、昭和 30 年代後半から 40 年代にかけては、工業の進展に伴う地下水の使用により、大東市、東大阪市を中心に年最大 20cm もの地盤沈下が発生し、最も多く沈下した地点では、もとの地盤高さからの累積沈下量が 1.2m 近くに達していました。このため、昭和 41 年から工業用地下水の汲み上げ規制や工業用水道への転換の措置に取り組んだ結果、地盤沈下は徐々に沈静化し、現在はほぼ安定しています。

3) 土地利用

平成 18 年時点で、市街地約 65%、工業用地約 10%など市街化区域は約 77%となっています。この流域は、昭和 30 年代の高度経済成長期に大阪市へのアクセス利便性の良さから、市街地の拡大が顕著となり、生駒山地の中腹まで住宅地が形成されました。また、中小企業の集中も進んでおり、一部には住居地域と工業地域が混在する地域も見られます。さらに、43 の地下鉄の駅をはじめ、地下街や地下階を有する商業施設などの地下空間の利用も進んでいます。

一方、大阪城公園、花博記念公園鶴見緑地、長居公園、久宝寺緑地、寝屋川治水緑地²など緑あふれるやすらぎの空間が点在するとともに、金剛生駒紀泉国定公園に指定される上流の山地には、キャンプ場や広場、展望台、ハイキングコースなどが整備された「府民の森むろいけ園地」などが整備され、身近で健康なレクリエーションの場として多くの人々が利用しています。

²治水緑地：一般的には遊水地と言い、洪水を計画的に一時貯留することにより、下流河川の洪水調節を行う施設。平常時には公園や防災避難地などとして利用される。

4) 歴史・文化・観光

寝屋川流域における治水の歴史は古く、仁徳天皇の時代に日本で最初の堤防である「茨田堤」が淀川左岸に築造されました。その後、1594年には豊臣秀吉が毛利・小早川・吉川の三家に命じて淀川左岸の堤防を修築させたのが「文禄堤」であり、これにより淀川と寝屋川が分離され、堤防上には京都伏見城と大坂を結ぶ最短陸路（後の東海道）が造られました。江戸時代に入ると、1704年には河内郡今米村の庄屋中甚兵衛らの尽力で大和川の付替工事が行われたことにより、洪水は大幅に減少しましたが、一方で両河川による堆積作用を失う結果となり、河内平野のほとんどは、低湿地のまま取り残されることとなりました。

また、鴻池善右衛門ら豪商たちが、鴻池（新開池）や深野池などの河内平野の池や低湿地を埋め立て、新田開発を盛んに行いました。旧川筋の河床跡は砂質土で田畑には不向きであったため、地質的に適した綿づくりが盛んに行われるようになり、後に河内木綿の産地として全国にその名を知られるようになりました。このころの河川は、物資の輸送だけではなく生活に必要な交通路としても重要な役割を果たしており、屋形船で川をさかのぼる「野崎参り」や大坂と柏原の間を行き交う「柏原船（20石船）」など舟運が発達していました。

明治に入っても低湿地帯であったことから、開発は進まず、のどかな田園風景をみせていましたが、戦後の産業・経済の発展と共に、大阪市に隣接するという地理的好条件のため市街化が急激に進行し、現在に至っています。

このように、古い歴史をもつ寝屋川流域では、難波津など水に関する多くの地名を残しているとともに、難波宮跡をはじめとする数多くの史跡、名勝、天然記念物、重要文化財などが流域内に点在しています。

寝屋川流域には、大阪のシンボル「大阪城」の周辺に広がる大阪城公園や、花博会場となった花博記念公園鶴見緑地など多数の観光名所があります。また、なみはやドーム（府立門真スポーツセンター）や花園ラグビー場などではスポーツが盛んに行われており、多くの観戦客が訪れています。

5) 交通

主要な道路としては、国道1号、308号をはじめとする複数の一般国道や、近畿自動車道、第二京阪道路、阪神高速道路など高速道路、大阪中央環状線などの府道があり、大阪経済圏の中核機能を担う道路が縦横に走っています。平成22年度道路交通センサス（全国道路交通情勢調査）の平日24時間交通量では、国道1号で約71,000台/日（枚方市山之上北町）、流域中央部に位置する大阪中央環状線と国道308号の交差点付近で約40,000台/日（東大阪市荒本北）と府内でも有数の多交通のルートとなっています。

また、流域内の鉄道としては、南北方向にJR線（おおさか東線）、大阪モノレールが、東西方向にJR線（関西本線、学研都市線）、近鉄線、京阪線、網目状に大阪市営地下鉄が整備されており、大阪府の他の地域と比べても鉄道網が発達している地域となっています。

3. 河川特性

(1) 河川特性

最下流域における寝屋川の京橋口付近から第二寝屋川との合流点を望む地点は、大阪ビジネスパーク (OBP) と一体となった緑あふれるやすらぎの空間となっており、近くに勤める人々の憩いの場として利用されているなど、大阪でも有数の景観を呈しています。また、河川のすぐ近くには大阪城もあり、水上からの景観は「水都大阪」を代表するものとなっています。

下流域では、昭和 30 年代から市街化されたため、鋼矢板護岸やコンクリート護岸による洪水対策を優先して進めてきた結果、川の外からはほとんど水面を見ることができなくなり、景観は非常に単調で殺風景なものとなっています。このため、寝屋川や恩智川の高い護岸擁壁に垂直緑化³や壁面に絵を施すとともに、川沿いの植樹や遊歩道の整備などにより圧迫感の軽減を図っています。また、寝屋川の河床勾配は 1/12,500 程度で非常に緩やかであるとともに、大東市住道付近まで大阪湾潮位の影響を受ける非常に複雑な流れとなっています。

中上流域では、河川沿いに整備された寝屋川治水緑地や恩智川(花園)多目的遊水地、打上川治水緑地は上面を公園として活用することにより、普段は府民に憩いとくつろぎを与える存在となっています。

最上流域である生駒山地から流下する支川は、中下流部とは対照的に河床勾配が急であるため、河川の水は生駒山地の斜面を一気に駆け下りる溪流の様相を呈しており、市街地が隣接しているとは思えないほど、豊かな自然が残されています。また、生駒山地から流下する打上川などの支川は、中下流域とは対照的に河床勾配が 1/90 程度と非常に急になっています。

(図 1.5)

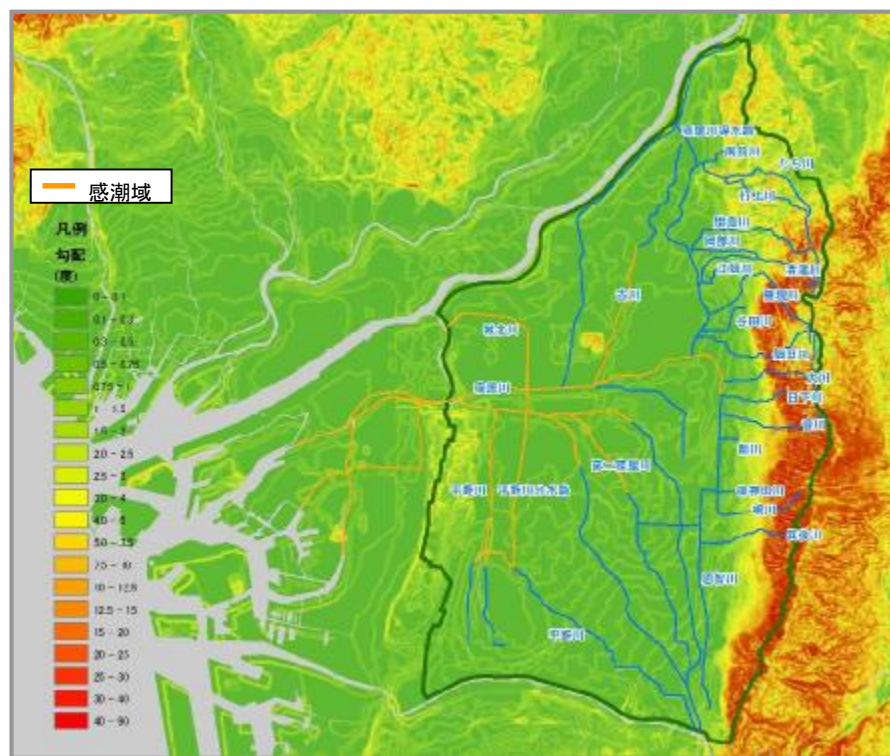


図 1.5 地形勾配と感潮域

³垂直緑化：寝屋川流域では、下流域の垂直で高い護岸擁壁に、鳥などの植生を施し、緑化を行っている。

第2節 河川整備の現状と課題

1. 治水の現状と課題

(1) 治水対策の変遷

1) 第1次計画（昭和29年～）

寝屋川流域では、昭和28年9月の台風13号〔大阪管区气象台、昭和28年9月25日、最大時間雨量38.0mm、最大日雨量192.0mm〕による浸水家屋約5万戸におよぶ甚大な被害が発生したことを受けて、当時の既往最大降雨〔大阪管区气象台、明治29年8月30日、最大時間雨量61.8mm、24時間雨量175.6mm〕を対象に、基本高水流量⁴を寝屋川の京橋口地点^{きょうばしぐち}で536m³/sとする寝屋川改良全体計画（第1次計画）を昭和29年に策定しました。

この計画は、当時の寝屋川流域が農地の残る低湿地で、きわめて排水条件が悪く浸水を生じやすい自然条件であったことを踏まえ、農地での一時的な湛水を前提としたものでした。なお、この計画を基に、第二寝屋川および平野川分水路^{ひらのがわ}⁵といった新川開削を行いました。（表1.1）

2) 第2次計画（昭和51年～）

昭和32年には昭和29年の計画を上回る降雨〔八尾観測所、昭和32年6月26日、最大時間雨量62.9mm、24時間雨量311.2mm〕（以下、八尾実績降雨と呼びます）により、東大阪市などを中心に浸水家屋約11万戸におよぶ甚大な浸水被害が発生しました。また、昭和40年代の急激な都市化の進展に伴う、保水・遊水機能の低下や下水道整備の普及に伴う河川への排水量の増大などによる浸水被害が頻繁に起こるようになり、昭和47年7月の梅雨前線による豪雨〔大阪管区气象台、昭和47年7月12日～13日、最大時間雨量20.0mm、最大日雨量237.5mm〕と同年9月の台風20号による豪雨〔大阪管区气象台、昭和47年9月15日～16日、最大時間雨量47.5mm、最大日雨量115.0mm〕では、大東市、東大阪市を中心として浸水家屋延べ約10万戸におよぶ浸水被害を受け、大東水害訴訟の原因ともなりました。

これらを受けて、昭和51年には、計画に用いる対象降雨を八尾実績降雨とするとともに、流域からの流出量を下水道計画と整合したものにするなど、基本高水流量を寝屋川の京橋口地点^{きょうばしぐち}で1,650m³/sとする計画（第2次計画）に変更しました。

この計画では、第1次計画の施設整備の内容に加え、各河川の河床掘削や寝屋川導水路などの放流施設、寝屋川治水緑地などの貯留施設の整備を新たに位置づけました。（表1.1）

⁴基本高水流量：河川や下水道などで整備・処理する洪水の基本流量を指す。

⁵分水路：洪水を流域外の河川へ分水して放流する河川で、本川の洪水の負担を軽減する役割を果たす。

3) 第3次計画（昭和63年～）

昭和50年代後半には市街化の進展に伴い、保水・遊水機能が著しく低下しました。そのため流出量の増大や流出時間の短縮などにより、雨水が下水道に排出しきれない内水浸水と呼ばれる新たな形態の水害が顕在化し、河川や下水道の整備を進めても浸水被害が頻発するという極めて厳しい流域となりました。昭和57年8月の台風10号および低気圧による豪雨〔大阪管区气象台、昭和57年8月2日～3日、最大時間雨量39.5mm、最大日雨量150.5mm〕では、浸水家屋約5万戸におよぶ甚大な浸水被害が発生しています。

この被害を受け、昭和59年には流域の都市化の実態や内水域における浸水の実態把握のための調査・検討を開始し、その結果を踏まえ、昭和63年にこれまでの第2次計画に内水域の対策を加えた流域全体で取り組む総合治水対策を推進する計画（第3次計画）に変更しました。（表1.1）

この計画では、河川と下水道などを携わる行政間の調整のもとで整備する放流施設や貯留施設に加え、流域関係市や民間が主体となる流域対応施設の整備に取り組むこととしています。さらに、新たに「流域基本高水流量⁶」という概念を導入し、寝屋川の京橋口地点で2,700 m³/sとし、第2次計画の施設整備内容に加え、地下河川⁷や流域調節池⁸などの整備を位置づけています。

その後、治水や利水に加えて河川環境の整備と保全が河川管理の目的に加えられた平成9年の河川法改正を受け、平成14年には環境にも配慮した治水対策の推進を図る「淀川水系寝屋川ブロック河川整備計画」を策定しました。

さらに、平成12年9月に東海地方を中心とした集中的な豪雨、いわゆる東海豪雨により発生した浸水被害の教訓から、これまで実施してきた総合治水対策をより強力に進めていく必要があることが全国的にも再認識され、平成16年に特定都市河川浸水被害対策法が施行されました。寝屋川流域も特定都市河川流域に指定され、河川管理者、下水道管理者、流域関係市長が共同で、平成18年に「寝屋川流域水害対策計画」を策定しています。なお、同計画は、主に治水や防災に関する計画となっています。

⁶流域基本高水流量：洪水を流域という面全体で防御するため、これまでの河川や下水道などの整備に加えて、流域の保水・遊水機能の確保・回復に努める基本流量を指す。

⁷地下河川：密集市街地では、河川の拡幅や新たな河川の開削は困難であるため、道路などの公共施設の地下空間を活用して、洪水を下流に流す人工の河川。

⁸流域調節池：周辺地域の浸水被害を解消、軽減するため、水路や下水道からの雨水を一時貯留する施設で、主に公園や駐車場などの地下空間を利用して建設される。

表 1.1 治水計画の比較

| | 計画内容 | 洪水処理方策 |
|----------------------|---|---|
| 第1次計画 昭和29年 | <p>[流域面積※] 269.35km² [計画降雨] 最大実績雨量 (大阪) 明治29年8月30日 61.8mm/h, 175.6mm/24h [流出係数] 0.25~0.35 [基本高水流量] 536m³/s [計画高水流量⁹] 536m³/s</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二寝屋川新川開削 ・ 平野川分水路新川開削 |
| 第2次計画 昭和51年 | <p>[流域面積※] 269.70km² [計画降雨] 最大実績雨量 (八尾) 昭和32年6月26日 62.9mm/h, 311.2mm/24h [流出係数] 0.8 (内水域は下水道ポンプ能力で ピークカット) [基本高水流量] 1650m³/s [計画高水流量⁹] 850m³/s</p> | <p>第1次計画に加えて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河道拡幅 ・ 分水路(城北川、寝屋川導水路)の整備 ・ 遊水地(寝屋川治水緑地、恩智川治水緑地、打上川治水緑地)の整備 |
| 第3次計画 昭和63年(総合治水) | <p>[流域面積※] 267.6km² [計画降雨] 最大実績雨量 (八尾) 昭和32年6月26日 62.9mm/h, 311.2mm/24h [流出係数] 0.8 (外水域) 0.42~0.8 (内水域) [基本高水流量] 2700m³/s (流域基本高水流量) 2400 m³/s (基本高水流量) [計画高水流量⁹] 850m³/s</p> | <p>第2次計画に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地下河川(北部、南部)の整備 ・ 流域調節池の整備 ・ 流域対応施設の設置 |

※流域面積は下水道集水区の見直しに伴い、計画変更の都度見直ししている。

⁹計画高水流量：河川や下水道などで整備・処理する洪水の基本流量のうち、貯留施設などで整備・処理する洪水の流量を除いた流量を指す。

(2) 治水の現状と課題

現在は、恩智川の河川改修、城北川や恩智川（法善寺）多目的遊水地の整備などを行うとともに、下水道管理者と連携を図りながら寝屋川南部地下河川などの放流施設や西郷通調節池などの流域調節池の整備、流域関係市や民間が主体となる流域対応施設¹⁰の設置などを行っています。

このように、昭和 30 年代から着手した河川堤防や排水機場などの施設がほぼ完成してきたため、川からの溢水や破堤が原因の洪水の危険性は減ってきているものの、市街化の進展に伴う保水・遊水機能の低下により、近年でも頻繁に浸水被害が発生しています。（写真 1.1、表 1.2）

今後、さらなる浸水被害軽減にあたっては、河川改修や遊水地の整備とあわせて、地下河川や流域調節池などの内水域での浸水被害軽減対策を進める必要があります。また、これらの治水施設の整備とあわせて、流域内には昭和 30 年代から整備されてきた護岸や排水機場などの老朽化が進んでいる施設が多数存在しています。これらの施設の治水機能を維持するため、健全かつ適切な維持管理が必要となっています。



平成 7 年 7 月 梅雨前線豪雨



平成 15 年 5 月 前線豪雨

写真 1.1 近年の浸水被害

表 1.2 近年の浸水被害

| 年 月 日 | 気象要因 | 流域最大降雨量 | | 浸 水 被 害 | | |
|-------------------|---------|--------------|-------------|------------|------------|----------|
| | | 時間最大 (mm) | 総雨量 (mm) | 床 上 (戸) | 床 下 (戸) | 計 (戸) |
| 平成 15 年 5 月 8 日 | 前 線 | 47.0 | 80.0 | 15 | 611 | 626 |
| 平成 16 年 5 月 13 日 | 前 線 | 41.0 | 89.0 | 22 | 310 | 332 |
| 平成 16 年 10 月 20 日 | 台風 23 号 | 42.0 | 134.0 | 15 | 490 | 505 |
| 平成 20 年 8 月 6 日 | 局地的豪雨 | 63.5 | 73.5 | 183 | 2,357 | 2,540 |
| 平成 23 年 8 月 27 日 | 局地的豪雨 | 77.5 | 88.0 | 93 | 1,499 | 1,588 |
| 平成 24 年 8 月 14 日 | 局地的豪雨 | 111 | 159 | 2,153 | 11,415 | 13,568 |

¹⁰流域対応施設：従来、保水・遊水機能を果たしていた水田や溜池にかわり、人工的に保水・遊水機能を都市の中に取り戻すための流出抑制施設。主に公園や学校、団地などの公共施設に建設される。

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

一方、治水対策のために整備された堤防、水門、排水機場等の河川管理施設が地震のゆれにより大きく変位（沈下）、損傷した場合、堤内地が低いため、広範囲にわたり浸水被害が発生する可能性があります。また、この流域では鋼矢板構造の堤防が密集した住宅地に近接して整備されている区間が多く、一旦、堤防が大きく変形すると、復旧に時間を要し、長期間にわたり市民生活に影響を及ぼすことが懸念されます。

こうした被害を低減するため、想定される地震に対して耐震性能を満足しない河川管理施設の耐震対策が必要となっています。

2. 河川利用及び河川環境の現状と課題

(1) 河川環境

1) 水質

流れがほとんど無い寝屋川流域では、汚泥が堆積しやすく、悪臭や浮遊汚泥（スカム）が発生し、大きな問題となっていました。以前の水質浄化対策としては、河床に堆積した汚泥の浚渫を行う程度でしたが、昭和45年に開催された大阪での万国博覧会を契機にスカムに対して本格的な水質浄化対策を開始しました。現在は、スカムの発生が減少していますが、さらに水質を向上させるべく、引き続き水質浄化対策を進める必要があります。

水質は昭和45年京橋付近でBOD¹値62.6mg/lを記録しましたが、昭和47年に寝屋川北部流域下水道及び寝屋川南部流域下水道が供用開始されるなどの下水道整備の進捗とともに改善されてきました。加えて、淀川からの最大20m³/sの浄化用水や渚水みらいセンター¹²の高度処理水の寝屋川への導入、古川浄化導水路による寝屋川から古川への最大3m³/sの浄化用水¹³の導入、なわて水みらいセンターから岡部川へ、また、菟華水みらいセンターから平野川へ高度処理水¹⁴を導入するなど、水質の改善を進めてきました。平成15年6月には、水質の改善、水量の確保、水辺環境の整備に関する長期的な施策が検討され、「寝屋川流域水循環系再生構想¹⁵」としてとりまとめられ、その実行計画として、平成16年に寝屋川流域協議会¹⁶において「淀川水系寝屋川流域水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）¹⁷」が策定されました。寝屋川流域の特性を踏まえ、水質・水量の目標を非かんがい期の（10月～5月）の平均値で設定し、寝屋川での浄化浚渫¹⁸や恩智川上流部での地下水の導水、恩智川（花園）多目的遊水地などでの流水の直接浄化（礫間接触酸化手法¹⁹）、平野川での直接浄化（礫間接触酸化手法）の整備や、各地での下水高度処理の導水を行うなど、多様な水質改善への取り組みを実施した結果、寝屋川流域ではほとんどの地点で環境基準（BOD75%値¹¹）を満足するまでに至っています。

¹¹BOD（生物化学的酸素要求量）：河川などの水の汚れの度合いを示す指標で、水中の有機汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要とされる酸素量から求める。

BOD75%値：年間を通じて4分の3(75%)を占める水質を示すもので、環境基準値と比較し、この値が環境基準値以下の場合に、環境基準に適合していると評価する。例えば、毎月1回測定している場合、1年間の12個のデータのうち水質の良い方から9番目のデータが75%値となります。

¹²水みらいセンター：大阪府の管理する下水処理場のことで、平成18年に名称変更した。

¹³浄化用水：河川の水質改善及び維持用水を確保するために用いる下水処理場からの高度処理水や他河川などからの導水のことを示す。

¹⁴高度処理水：標準的な下水道処理では除去できない窒素やりんも除去した下水道処理水のことを示す。

¹⁵寝屋川流域水循環系再生構想：環境と人間活動のバランスをとりながら、人間個人のための水から環境に重きをおいた公のための水に再配分することを基本理念とし、都市用水を削減することによる環境のための水の確保や、下水処理水などの河川や水路等における有効利用などの施策を提案。

¹⁶寝屋川流域協議会：寝屋川流域の都市化の進展に伴う治水環境、水環境の悪化に対し、適切な治水対策、水環境改善施策及び森林保全施策を推進し、水害・土砂災害の防止及び被害の軽減を図るとともに良好な水環境の創造を図り、もって流域の環境改善に資することを目的として活動。

¹⁷淀川水系寝屋川流域水環境改善緊急行動計画：淀川水系の寝屋川流域を対象に水環境を改善し、人々が水辺に親しむことのできる水辺環境を創出することを目的として、水量及び水質の改善を図るため平成16年5月に寝屋川流域協議会で策定し、平成23年度を目標とする。

¹⁸浄化浚渫：水質浄化を目的に、川にたまった土砂などを取り除くこと。

¹⁹礫間接触酸化手法：礫の表面に付着する微生物を利用し、河川水を直接浄化する手法。礫を敷き詰めた水路に汚れた水をゆっくりと通すと、汚濁物が礫の間に沈殿するとともに微生物が有機物を分解、吸収する。

しかし、^{おんちがわ}恩智川や^{ひらのがわ}平野川の中流部などでは環境基準（D類型：BOD75%値 8 mg/l 未満）を満たしていない地点もあることや、河川に対する地域住民のニーズも多様化していることから、支川や水路も含めた流域全体のさらなる水質改善が必要となっています。そのためには、生活雑排水などが直接河川に流れ込まないようにするための発生源対策や、非かんがい期に水質が悪化する傾向があることから年間を通じて安定した水量の確保が必要です。

また、河川には多くのごみが不法投棄されており、景観や生物生息環境上の支障を生じていることから、ごみを減らす取組みが必要です。

さらに、水質・底質から環境基準を超えるダイオキシン類が確認された^{ふるかわ}古川などにおいては、継続的な底質の除去や監視調査が必要となっています。

2) 水利用

寝屋川流域の水は古くから農業用水に利用されており、現在も 25 箇所の農業用水施設があります。また、流域外の淀川を水源とする上水を利用しており、その排水が下水道に集められ、下水処理場で高度処理された水が流域内の河川に放流されるなど、人工的な水循環が大きいという特徴を持っています。

3) 自然環境

自然環境については、中下流域は大部分が市街化され、鋼矢板護岸やコンクリート護岸が連続的に整備されており、生物の生息環境としては適していない状況にあります。生駒山地付近の上流域には比較的良好な環境が残っております。河川は、特に市街地における数少ない連続した生物の生息空間であることから、生物の生息しやすい川づくりのあり方を模索し、河川環境の再生を進める必要があります。

(2) 河川利用

寝屋川流域の最下流域にあたる京橋口付近では、大阪ビジネスパーク（OBP）や大阪城が隣接しており、緑地を配した遊歩道や階段護岸などの整備により、ゆとりややすらぎを与える都心部のオアシス的存在となっており、近くに勤める人々をはじめ、多くの人々に利用されています。さらに、中之島、桜之宮公園から大阪城に至る水上バスも運行されており、大阪の観光ルートとなっています。

下流域は高い堤防に囲まれており、河川を空間や景観として利用している場所は限られているものの、都市における貴重なオープンスペースとなっています。第二寝屋川や恩智川、平野川などの堤防上から川が見える箇所では、川沿いに植樹や遊歩道の整備を行っており、通勤・通学路や散歩道として利用されています。

中流域の河川沿いに点在している、寝屋川治水緑地、打上川治水緑地および恩智川（花園）多目的遊水地は既に完成しており、平常時は上面に公園整備などを行うことにより、府民に多く利用されるとともに、治水緑地の常時池²⁰は生物にとっても貴重な生息拠点となっています。また、恩智川沿いでは、恩智川治水緑地及び恩智川（法善寺）多目的遊水地の2つの遊水地の整備を進めており、河川を軸とした生態系のネットワーク形成が期待されています。

寝屋川流域では、地域住民やNPO、学校関係者など多様な主体により、水質改善や河川愛護を目的とした市民活動が活発で、市民公募のワークショップによる親水空間の整備・維持管理が行われるなど、様々な取り組みが行われています。今後も地域が主体となった川づくりの一層の推進を図るために、水辺で活動する団体相互の交流を通じた活動の質の向上や後継者の育成、企業との連携・協働などを進めていく必要があります。

このように河川の環境や多様性、重要性について多くの人々が関心を寄せ、「まちと川」「人と水」がより近づけるような川づくりが求められている社会背景を考慮し、人々が水に親しみ、学べる空間を創出するなど、人と川の関係回復に努め、周辺のまちと一体となった川づくりが必要となっています。

²⁰常時池：生物環境に配慮して遊水地の中に設けた晴天時も水が溜まっている池のこと

第3節 流域の将来像

寝屋川流域は、大阪府全体の約3分の1の人口や企業が集積しています。しかし、近年では人口の減少や地域住民のニーズの多様化といった、いわゆる成熟社会を迎え、ゲリラ豪雨が多発するなどの地球環境問題や都市部への資産集中に伴い浸水すると被害が甚大になりやすいなどの社会環境問題が顕在化しています。

このような中、魅力あるまちづくりを目指し、蓄積してきた都市ストックや自然・歴史・文化など、地域の特性や豊かさを活かし、自然環境との共生や美しいまち並み、良好な景観の形成を図るとともに、自然環境および景観などに対する意識を高め、誇れる都市・地域を創出します。そのためには、府民が集い、親しめる河川空間となるよう、自然環境との調和だけでなく、自然環境に配慮した親水空間・緑化空間を整備します。また、河川や下水道など既存の都市ストックを活かしながら効率的かつ効果的な整備を図るとともに、ライフサイクルコスト²¹を考慮した適切な維持管理・更新を行います。

自然環境については、健全な生態系を維持・再生するため、多様な自然環境の保全・創出に努めるとともに、寝屋川流域では河川が網目状につながっていることや自然豊かな遊水地があることなどから、それらを軸としたエコロジカル・ネットワーク²²の形成を図ります。さらに、健全な水環境を構築するため、寝屋川流域の良好な水質を確保します。

景観については、主要な道路や河川などを中心に、連続性や厚みと広がりのある「みどりの風の軸」²³の形成を図るとともに、府民が実感できるみどりを増やすため、地域住民や企業との協働などの取り組みにより、みどり豊かなセミパブリック空間²⁴を創出します。また、寝屋川流域では、既にアドプト・リバー・プログラム²⁵などを活用し、地域住民や企業との協働による緑化活動や河川の美化活動を実施していますが、今後はさらなる活用・促進を図っていきます。

治水については、災害の未然防止や発生時の被害を最小限にとどめるため、流域関係市や関係機関が相互に連携・協力し、総合的・計画的にハード・ソフト施策²⁶を展開します。ハード施策としては、これまで実施してきた河川・下水道などの総合治水対策を基に施設の整備・保全を図ります。また、これまでも流域関係市や民間が主体となる雨水貯留浸透施設の設置により雨水の河川・下水道への流出抑制を図っており、今後も継続していきます。さらに、ソフト施策としては、「洪水リスク表示図」の周知・共有などにより、地域住民の防災意識を高め、地域住民自らが避難行動を実行できるように自主防災活動などの取組みを促進するとともに、住宅地などの適正な土地利用の誘導に努めます。

²¹ライフサイクルコスト：施設を建設・維持・撤去するためにかかる全てのコスト。

²²エコロジカル・ネットワーク：人と自然の共生を確保していくため、原生的な自然地域等の重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、川などで有機的に繋いだ生態系のネットワークのこと。

²³みどりの風の軸：海から山・山から海に風がふくみちとなるよう道路や川を軸に見立てて緑化すること。

²⁴セミパブリック空間：民有地において公益的な利用を図る空間の概念。狭い意味では公開空地などがあり、さらに森林や農地などについても環境・防災といった公益的な機能を確保する空間として捉えることができる。

²⁵アドプト・リバー・プログラム：地元自治会や企業、市民グループ、学校などに河川の一定区間の清掃や美化活動などを継続的に実施していただき、河川愛護に対する啓発や、河川美化による地域環境の改善、不法投棄の防止などに役立てることをねらいとした取り組み。

²⁶ハード・ソフト施策：ここでのハード対策は河川改修、貯留施設、放流施設、流域対応施設などを指し、ソフト対策は、保水・遊水機能の保全対策や水害に強い耐水型都市づくりを指す。

第4節 河川整備計画の目標

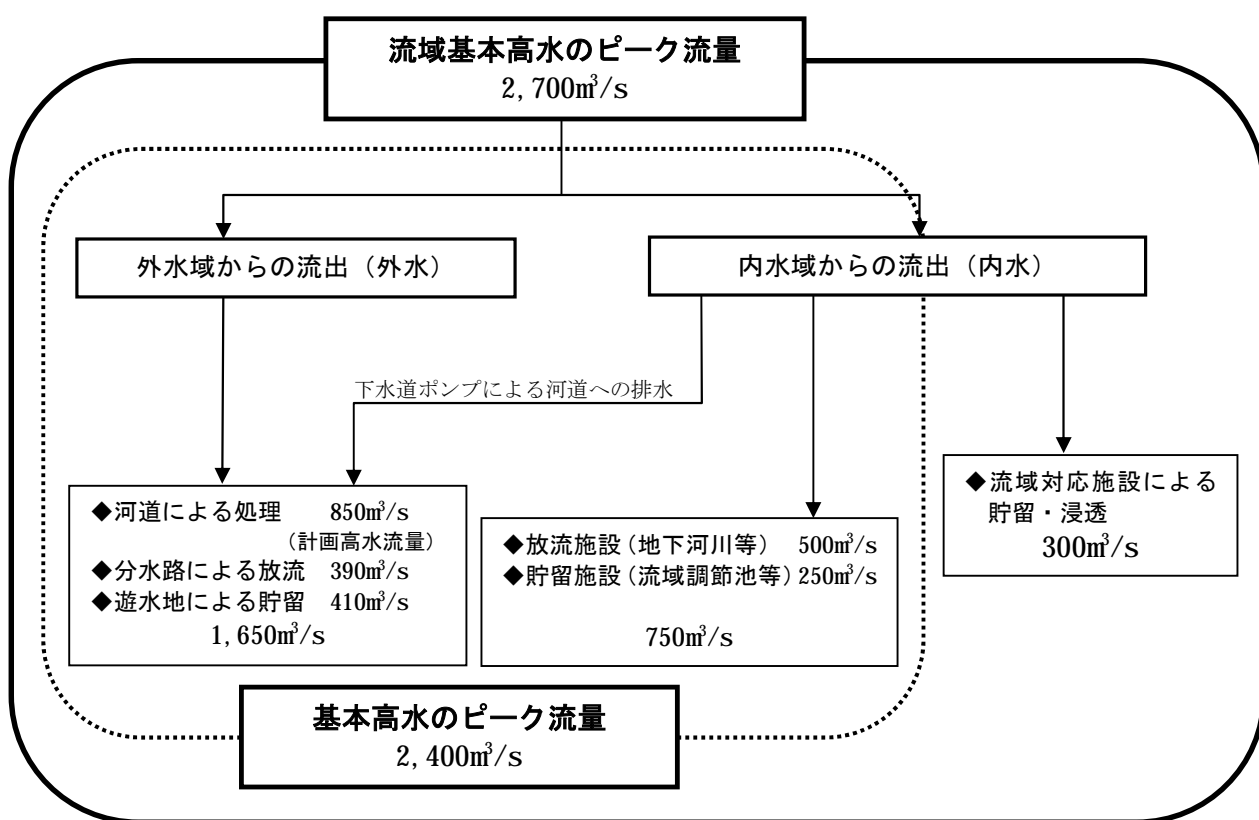
1. 河川整備の長期目標

大阪府では、将来目標として「一生に一度経験するような大雨（時間雨量 80mm 程度²⁷の降雨）が降った場合でも、川があふれて、家が流され、人が亡くなるようなことをなくす。」こととしています。

寝屋川流域では、八尾実績降雨に対応するため、流域基本高水流量（2,700 m³/s）という概念を導入しており、河川管理者による治水対策と併せて、下水道管理者や地域住民などと協力しながら流域の治水安全度を高めていくという総合治水対策を進めています。また、流域基本高水流量の内、河川及び下水道などで実施する洪水などの処理量を基本高水流量（2,400 m³/s）と呼び、河川及び下水道の施設整備を進めています。

外水域からの流出（外水）及び内水域からの下水道ポンプによる排水については、河川改修や分水路による他流域への放流及び遊水地での貯留を基本とし、河道では 850 m³/s、分水路では 390 m³/s、遊水地では 410 m³/s を処理します。

内水域からの流出（内水）の内、下水道ポンプによる河道への排水以外については、地下河川などの放流施設で 500m³/s、流域調節池などの貯留施設で 250m³/s を処理します。また、流域関係市や民間が主体となって整備する流域対応施設による貯留・浸透で 300 m³/s を処理します。（図 1.6）



対象降雨：八尾実績降雨〔八尾観測所で観測された昭和 32 年 6 月 26 日 | 時間雨量 62.9mm、24 時間雨量 311.2mm〕

図 1.6 寝屋川流域の洪水処理計画

²⁷ 時間雨量 80 mm 程度：100 年に 1 度発生する恐れがある雨量（寝屋川流域では、八尾実績降雨に相当。時間最大雨量 62.9 mm、24 時間雨量 311.2 mm）

2. 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

(1) 治水対策

大阪府域での今後20～30年程度で目指すべき当面の目標は、平成22年6月に策定した「今後の治水対策の進め方」²⁸に基づき、「人命を守ることを最優先とする」ことを基本理念に、河川毎に設定します。具体的には、大阪府全域で時間雨量50mm程度²⁹の降雨に対して床下浸水を防ぎ得るような河川整備を進めることを基本とします。その上で、時間雨量65mm程度³⁰および時間雨量80mm程度の降雨で床上浸水以上の被害の恐れがある場合には、経済効率性などを考慮して、時間雨量65mmもしくは80mm程度のいずれかの降雨による床上浸水を防ぐことを整備目標として選択することとしています。

寝屋川流域では、治水施設の整備により、時間雨量50mm程度の降雨による床下浸水の発生を防ぎ、かつ、時間雨量65mm程度の降雨による床上浸水の発生を防ぐことを目標とします。施設の整備にあたっては、下水道管理者と協力しながら進めていきます。

また、整備された治水施設の機能が確実に発揮されるよう施設の維持管理に取り組みます。

加えて、内水域からの流出の抑制については、特定都市河川浸水被害対策法及び大阪府特定都市河川における浸水被害の防止に関する条例等に基づき、開発行為・公共施設整備に伴い設置する流域対応施設により対応します。

(2) 耐震対策

大阪府では、耐震対策として、L1地震動³¹・内陸直下型及び海溝型のL2地震動³²（以下、「L2地震動」という。）に対して以下の目標を設定します。

L1地震動に対して、全ての河川管理施設は健全性を損なわないことを目標とします。

また、L2地震動に対して、堤防は地震後においても朔望平均満潮位³³または河川の平常時の最高水位³⁴以上の高さを確保することを、水門、排水機場は、地震後においても開閉及び排水の機能を保持することを目標とします。

²⁸今後の治水対策の進め方：大阪府では、従来の治水対策の考え方を検証するとともに、「20～30年くらいの単位で大阪府はこういう安全を提供する、ということを府民に対して、正確でわかりやすく示すとともに、治水対策の実施後においても、どのようなリスクがあるのかを府民にわかりやすく説明した上で、総合的な対策を進めていく。」との考えのもと検討を行い、検討に当たっては、学識経験者等からなる『大阪府河川整備委員会「今後の治水対策の進め方」検討部会』を設置し、頂いた意見・助言を踏まえて平成22年6月に策定した。

²⁹時間雨量50mm程度：10年に1度発生する恐れがある雨量（寝屋川流域では、時間最大雨量51.8mm、24時間雨量165.00mm）

³⁰時間雨量65mm程度：30年に1度発生する恐れがある雨量（寝屋川流域では、時間最大雨量62.9mm、24時間雨量203.00mm）

³¹L1（レベル1）地震動：構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震動。

³²L2（レベル2）地震動：対象地点において現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動で、そのうちの海溝型は南海トラフ巨大地震と定義されています。

³³朔望平均満潮位：朔（新月）および望（満月）の日から5日以内に観測された、各月の最高満潮面を1年以上にわたって平均した高さの水位

³⁴平常時の最高水位：平常時の最高水位は、近年発生した大規模な地震により被災した堤防の地震後の復旧が、概ね14日間で完了していることを考慮して14日間に発生する確率が1/10の水位とするとされています。水位の算定にあたっては、14日間に発生する確率が1/10の河川流量に対応する水位で設定することとされています。

3. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

流水の正常な機能の維持については、河川が市街地における貴重な水辺であることを考慮し、安全で潤いのあるまちづくりの核となるよう、確保すべき水量・水質などに十分配慮し、水環境の回復・改善に努めます。

水量については、魚類をはじめとした水生生物の生息や景観保全、水質の改善、人と河川とのふれあいの確保の観点などから望ましい流量を設定し、その確保に努めます。

水質については、近年、改善傾向にあるものの、周辺の下水道普及率が低い恩智川おんちがわや平野川ひらのがわなどで環境基準を満足していない地点も見られるため、流域関係市と連携した未処理生活雑排水などの対策を進めるとともに、特に非かんがい期の水量の確保を図り、支川や水路も含めた流域全体の水質改善に努めます。

4. 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境の整備と保全については、人と川との関わり、多様な生態系と川との関わりに十分留意し、流域の関連諸計画などとの整合を図りながら、地域の特性に応じた、地域が主体となった川づくりを一層推進し、良好な河川環境・景観の形成に努めます。

また、生物多様性の保全のため、外来種の繁茂・繁殖などにより生態系に悪影響を及ぼすような場合は、外来生物法に基づき関係機関と連携して対応に努めます。

目標とする水環境として、流域全体の目標像を設定するとともに、寝屋川流域は広範囲にわたり、河川や地域の特性が異なることから、区分別の目標像も設定し、取り組みの推進を図っていきます。

(1) 流域全体の目標像

寝屋川流域の水環境を改善していくためには、流域内の住民、NPO、企業、行政などの各主体が一体となって、取り組みを進めていくことが求められます。そのためには、川に対する愛着が深まることが重要と考えられることから、人と川とのつながりを育むような施設整備や活動を推進することにより、快適な水環境、生物が生息・生育しやすい川、親しみやすい河川空間を創出し、寝屋川流域に関わる誰もが愛着を持てる河川空間の実現を目指します。

(2) 区分別の目標像

河川や流域の特性などを踏まえ、流域を3つの区分に分類して、それぞれに目標像を設定し、河川の形態や親しみ方に応じた人と川との関係の回復及び良好な都市景観の創出に努めます。(図1.7)

① 上流域：「水に入って生き物と触れ合える川」

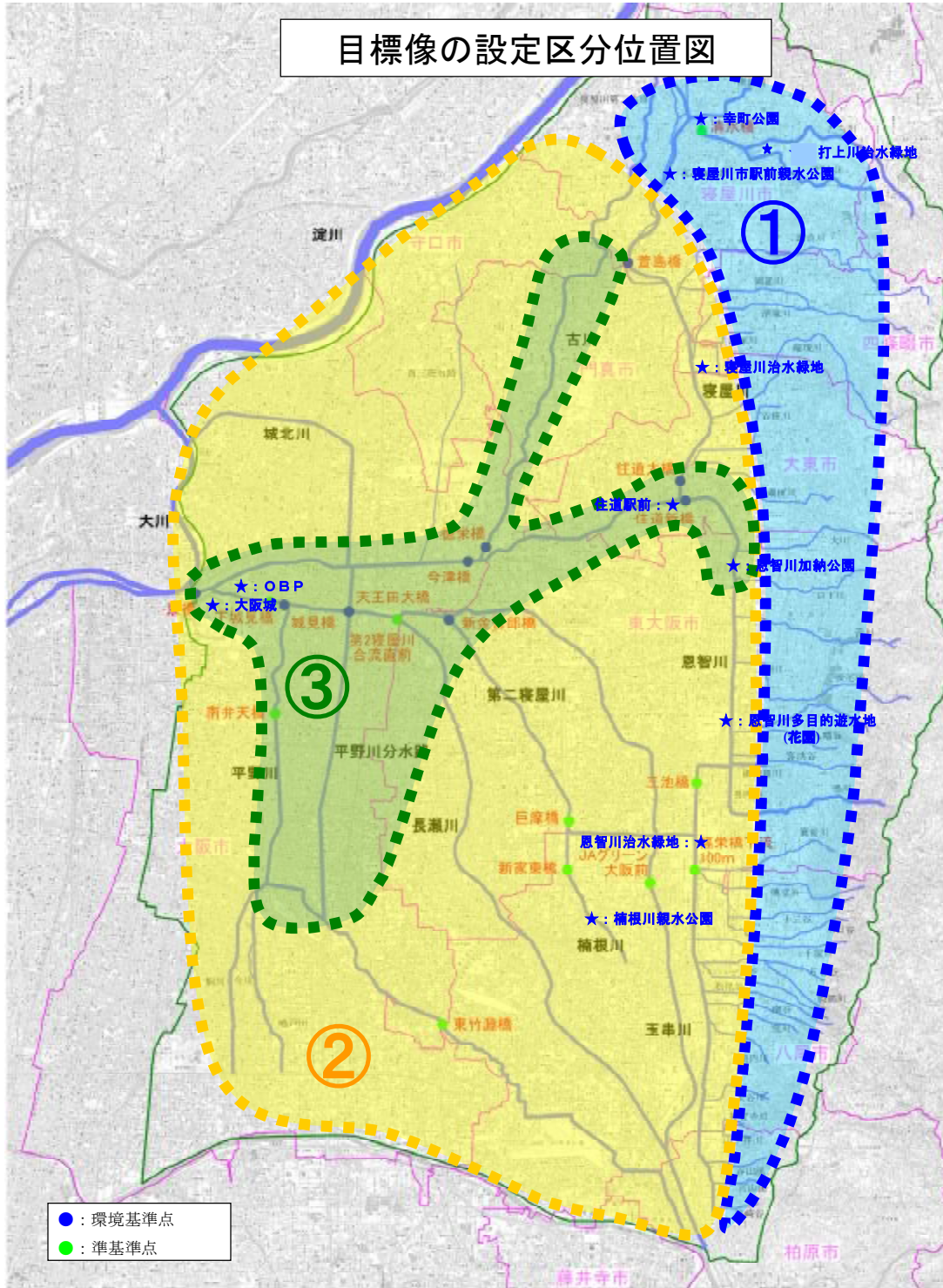
寝屋川の上流部や生駒山麓支川群の中上流部などにおいては、河川が人々にとって身近な憩いの場であるとともに、水に入り、水・緑・生き物に触れ合えることから、周辺地域や河川の特성에応じて親水空間の創出を図るとともに、多自然川づくりに関する文献等を参考として水辺の生物などに優しい生態系に配慮した川づくりに努めます。

② 中流域：「暮らしの中に憩いやくつろぎを与える川」

寝屋川中流部、恩智川^{おんちがわ}上流部（松ヶ鼻橋^{まつがはなばし}より上流）、第二寝屋川^{だいにねやがわ}上流部、平野川^{ひらのがわ}上流部などにおいては、日常的に河川を見ながら散策などを楽しむことができることから、人々の暮らしの中に憩いやくつろぎを与える川づくりに努めます。

③ 下流域：「街なかのオープンスペースとしてゆとりが感じられる川」

寝屋川^{おんちがわ}下流部、恩智川^{おんちがわ}下流部、第二寝屋川^{だいにねやがわ}下流部、平野川^{ひらのがわ}下流部、平野川^{ひらのがわ}分水路、古川^{ふるかわ}などにおいては、堤防や住居などで川の外からはほとんど水面を見ることができませんが、橋などから河川を見ると空間の広がりを感じられることから、街なかのオープンスペースとしてゆとりが感じられる川づくりに努めます。



| 区分名 | ① | ② | ③ |
|---------|-----------------------|---|---|
| 現状の河川特性 | 川に入り、水や生き物とふれあえる | 日常的に川を見ながら散策などを楽しめる | 堤防や居住などで、街から直接は水面は見えにくい、橋などから見ると空間の広がりを感じられる。 |
| 目標像 | 水に入って生き物と触れ合える川 | 暮らしの中に憩いやくつろぎを与える川 | 街なかのオープンスペースとしてゆとりを感じられる川 |
| 主な河川名 | 寝屋川上流 生駒山麓支川群の中上流部 | 寝屋川中流 恩智川上流（松の鼻橋より上流） 第二寝屋川上流 平野川上流 | 寝屋川下流 恩智川下流 第二寝屋川下流 平野川下流 平野川分水路 古川 |

図 1.7 目標像の設定区分位置図

5. 河川整備計画の計画対象区間

本整備計画の計画対象は、淀川水系寝屋川ブロック内の全ての一級河川とし、そのうち計画的に治水整備や河川環境改善の取組みを実施する区間を図 1.8 の整備対象区間及び表 1.3 の整備対象区間一覧に示します。

また、L1 地震動及び L2 地震動に対して河川管理施設の耐震性能を検証し、耐震性能を満足していない区間において耐震対策を実施します。

なお、河川の維持管理はブロック内の全区間で行うこととします。

6. 河川整備計画の計画対象期間

本整備計画の計画対象期間は概ね 30 年とします。

7. 河川整備計画の適用

本整備計画は、大阪府における現時点での当面の河川整備水準の目標達成状況に配慮し、かつ流域の社会状況、自然状況、治水施設の整備状況に基づき策定しています。策定後にこれらの状況の変化や新たな知見・技術の進捗などの変化によっては、適宜、河川整備計画の見直しを行います。

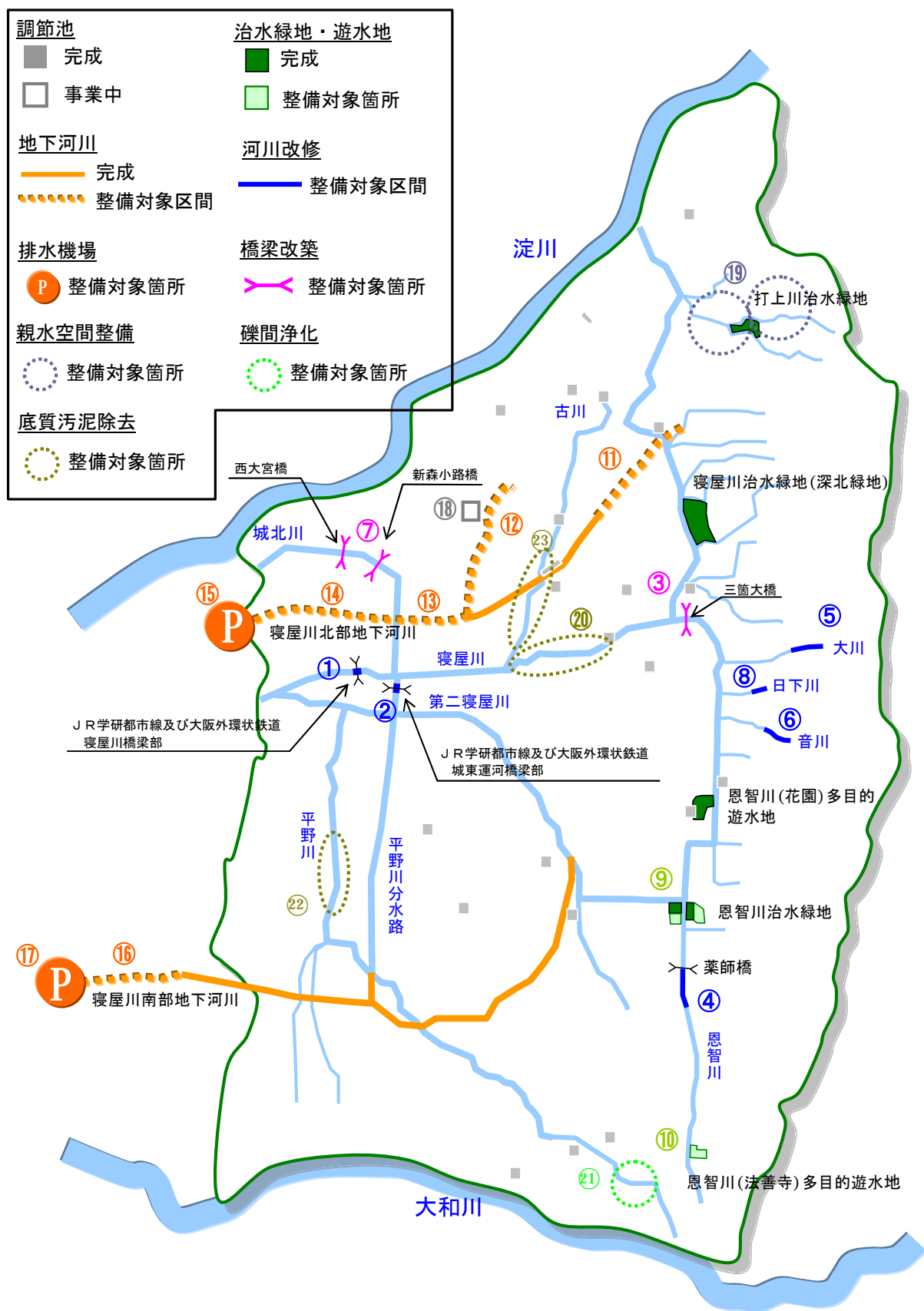


図 1.8 整備対象区間

表 1.3 整備対象区間一覧

| 分類 | 河川名 | 番号 | 工事实施箇所及び区間 | 事業内容 | 延長等 |
|------|--|--|---------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 外水対策 | 寝屋川 | ① | JR 学研都市線及び大阪外環状鉄道 寝屋川橋梁部 | 河川改修 | L=50.8m |
| | 平野川分水路 | ② | JR 学研都市線及び大阪外環状鉄道 城東運河橋梁部 | 河川改修 | L=20.2m |
| | 恩智川 | ③ | 三箇大橋 | 橋梁改築 | 1 箇所 |
| | | ④ | 薬師橋下流～近鉄信貴線 | 河川改修 | L=1.2km |
| | 大川 | ⑤ | 旧国道 170 号～上流端 | 河川改修 | L=0.7km |
| | 音川 | ⑥ | 旧国道 170 号～上流約 0.4km | 河川改修 | L=0.4km |
| | 城北川 | ⑦ | 西大宮橋、新森小路橋 | 橋梁改築 | 2 箇所 |
| | 日下川 | ⑧ | 中前橋～国道 170 号 | 調査・検討 | L=0.2km |
| | 恩智川 | ⑨ | 恩智川治水緑池（池島・福万寺） | 遊水地 | 越流堤高切下げ |
| | | ⑩ | 恩智川（法善寺）多目的遊水地 | 遊水地 | 貯留量 7.4 万 m ³ |
| 内水対策 | 寝屋川北部地下河川 | ⑪ | 門真調節池 | 地下河川 | L=2.9km, 内径 5.4m |
| | | ⑫ | 守口調節池 | 地下河川 | L=3.1km, 内径 5.1m～4.9m |
| | | ⑬ | 鶴見調節池 | 地下河川 | L=1.7km, 内径 9.0m |
| | | ⑭ | 都島調節池 | 地下河川 | L=2.9km, 内径 11.5m |
| | | ⑮ | 排水機場 | 地下河川 | 85m ³ /s |
| | 寝屋川南部地下河川 | ⑯ | 岸里調節池 | 地下河川 | L=2.2km, 内径 9.8m |
| | | ⑰ | 排水機場 | 地下河川 | 120m ³ /s |
| | 流域調節池 (必要量約 40.0 万 m ³) | ⑱ | 西郷通調節池 | 調節池 | 貯留量 4.00 万 m ³ |
| ※ | | 萱島B、守口、東野田、四条、中浜東、長吉、片江、太平、平野市町、新家、小阪合、その他 | 調節池 | 必要量 約 36.00 万 m ³ | |
| 環境整備 | 寝屋川 | ⑲ | 打上川治水緑地下流ほか | 親水空間整備 | L=0.3km |
| | | ⑳ | 古川合流点～戎大黒橋上流 | 底質汚泥除去 | L=2.5km |
| | 平野川 | ㉑ | 平野川橋～本郷橋 | 礫間浄化 | L=0.5km |
| | | ㉒ | 千歳橋下流～都橋 | 底質汚泥除去 | L=2.0km |
| | 古川 | ㉓ | 古川大橋下流～三ツ島大橋 | 底質汚泥除去 | L=2.0km |

※ 整備対象とする流域調節池は、候補地を対象に整備効果や実現性などの検討を行い選定する。

<対象区間の優先順位>

寝屋川流域において、目標を達成するため、時間雨量 50mm 程度の降雨での床下浸水対策を優先し、その後時間雨量 65mm 程度の降雨での床上浸水対策を実施することとしている。

そのため時間雨量 50mm 程度の降雨に対応済みである日下川などの整備は、流域全体の時間雨量 50mm 程度の降雨への対応状況を考慮し、実施時期を検討する。

第2章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川の工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 治水施設の整備

これまで、寝屋川や恩智川などの河川改修、城北川などの分水路、恩智川治水緑地などの遊水地の整備とともに、地下河川や流域調節池の整備を行ってきました。

今後は、時間雨量 50 mm程度の降雨による床下浸水を防ぐため、恩智川の改修や橋梁部の堤防整備、恩智川（法善寺）多目的遊水地、寝屋川北部地下河川、寝屋川南部地下河川、流域調節池などの整備を進めるとともに、時間雨量 65 mm程度の降雨による床上浸水を防ぐため、恩智川治水緑地の越流堤の切り下げなどの整備を行います。

また、河川管理施設の耐震対策として、必要な補強工事を実施します。

(1) 河川改修

河川改修については、洪水を安全かつ確実に流下させるため、河道拡幅、護岸整備、堤防の嵩上げ、河床の掘り下げ、橋梁の改築などの整備を行います。

1) 寝屋川

寝屋川では、河川改修はほぼ完成していますが、JR 学研都市線及び大阪外環状鉄道の寝屋川橋梁部で、河道断面が不足しているため、大阪外環状鉄道整備事業の進捗と合わせて護岸整備および河床の掘り下げを行います。

整備対象区間と整備内容を表 2.1、図 2.1 に示します。

表 2.1 寝屋川の整備対象区間と整備内容(河川改修)

| 番号 | 区 間 | 整 備 内 容 |
|----|---------------------------------|---|
| ① | JR 学研都市線及び 大阪外環状鉄道 寝屋川橋梁部 | 鋼管矢板護岸の整備および河床の掘り下げを行います。 延長 L=50.8m |

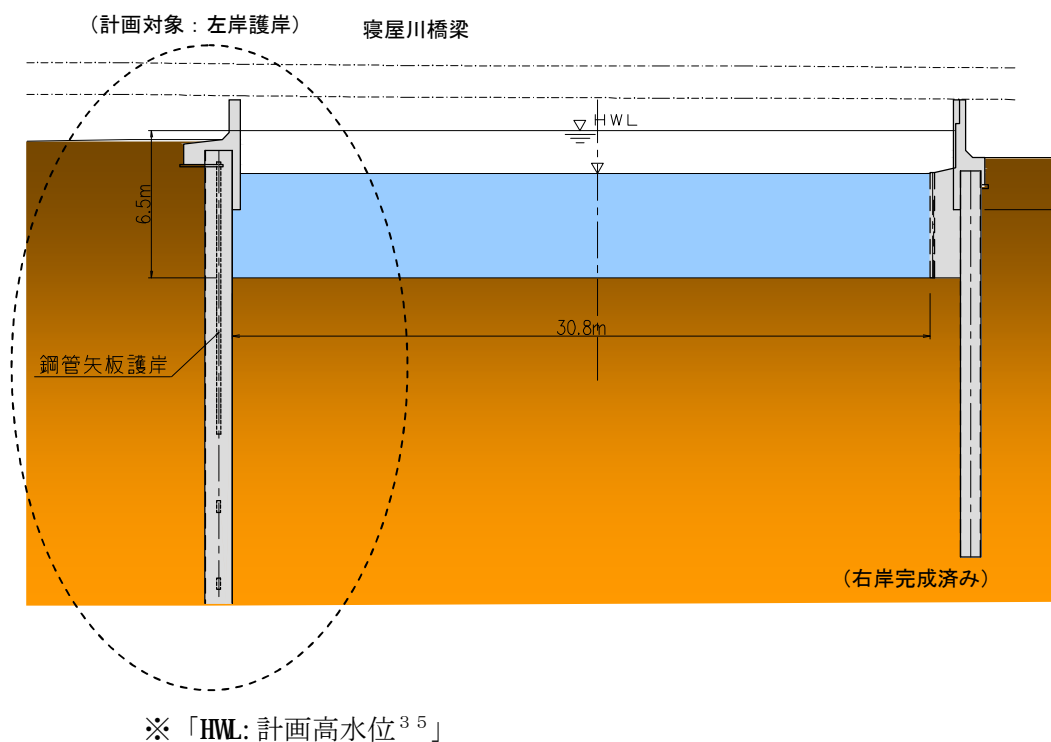


図 2.1 JR 学研都市線及び大阪外環状鉄道 寝屋川橋梁部護岸 標準断面図

^{3.5}計画高水位：河川計画の対象となる洪水流量(計画高水流量)を定め、その洪水流量が河川改修後の河道断面を流下するときの水位

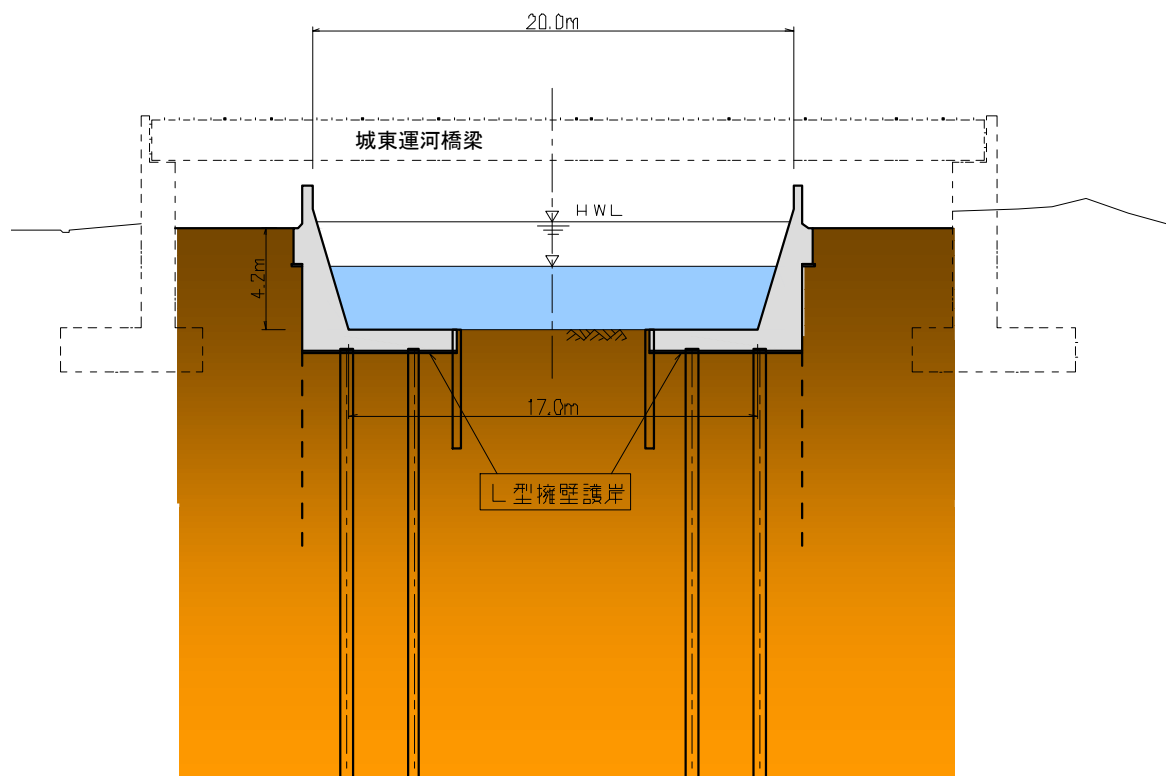
2) 平野川分水路

平野川分水路では、河川改修はほぼ完成していますが、JR学研都市線及び大阪外環状鉄道の城東運河橋梁部で河道断面が不足しているため、大阪外環状鉄道整備事業の進捗に合わせて護岸の高さを確保する整備を行います。

整備対象区間と整備内容を表2.2、図2.2に示します。

表 2.2 平野川分水路の整備対象区間と整備内容(河川改修)

| 番号 | 区 間 | 整 備 内 容 |
|----|---------------------------------|-------------------------------|
| ② | JR学研都市線及び 大阪外環状鉄道 城東運河橋梁部 | L型擁壁護岸の整備を行います。 延長 L=20.2m |



※「HWL: 計画高水位^{3.5}」

図 2.2 JR学研都市線及び大阪外環状鉄道 城東運河橋梁部護岸 標準断面図

3) 恩智川

恩智川では、三箇大橋の桁下が計画高水位より低いいため流下断面が阻害されていることから、その改築を行います。また、薬師橋下流から近鉄信貴線までは河道断面が不足していることから、河道拡幅及び河床の掘り下げなどを行います。

整備対象区間及び箇所と整備内容を表 2.3、表 2.4、図 2.3、図 2.4、図 2.5 に示します。

表 2.3 整備対象箇所と整備内容(橋梁改築)

| 番号 | 箇所 | 整備内容 |
|----|------|-----------------------------|
| ③ | 三箇大橋 | 橋梁の改築を行い、橋梁桁下を計画高水位より高くします。 |



図 2.3 三箇大橋の現況

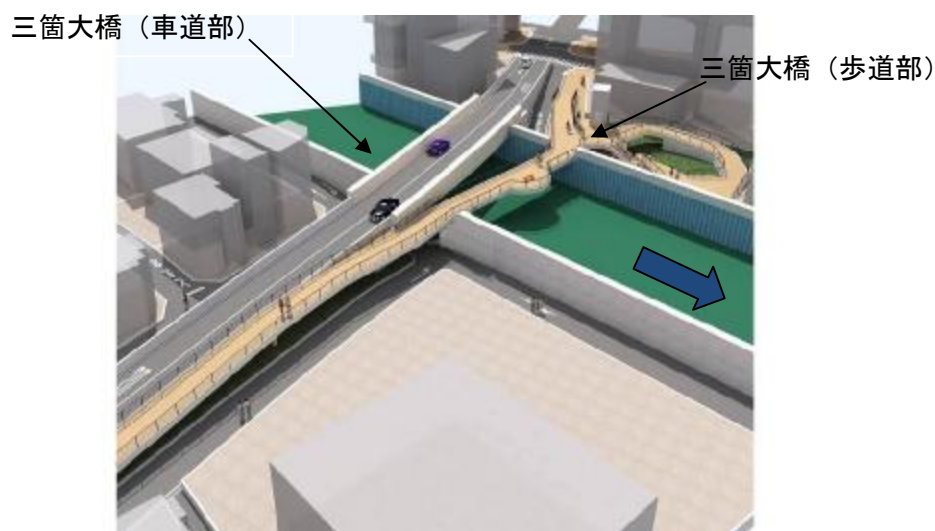
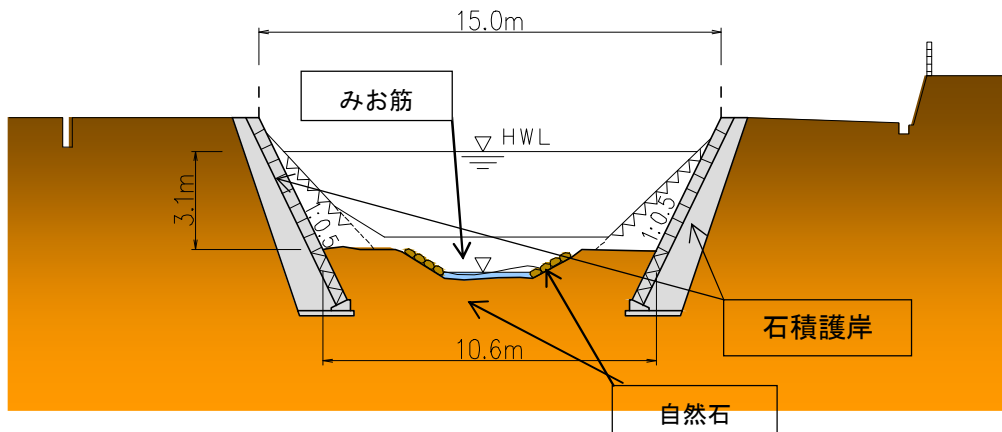


図 2.4 三箇大橋の完成イメージ

表 2.4 おんちがわ 恩智川の整備対象区間と整備内容(河川改修)

| 番号 | 区 間 | 整 備 内 容 |
|----|-----------------|---|
| ④ | 薬師橋下流 ～近鉄信貴線 | 河道拡幅ならびに河床の掘り下げにより河道断面を確保します。整備にあたっては、連続する護岸の人工的な印象を和らげるため、石積護岸などとします。また、生物の生息・生育環境に配慮して現状のみお筋が再生できる工夫や自然石などを設置して空隙の多い水際線の整備を行います。また、地域住民との連携・協議を行い、親水性を考慮した階段を設置するなど、憩いの場の整備を行うとともに、維持管理のためのスロープなどを適所に設置します。 |



※「HWL: 計画高水位^{3.5}」

図 2.5 おんちがわ 恩智川 標準断面図(八尾新橋下流付近)

4) 大川おおかわ

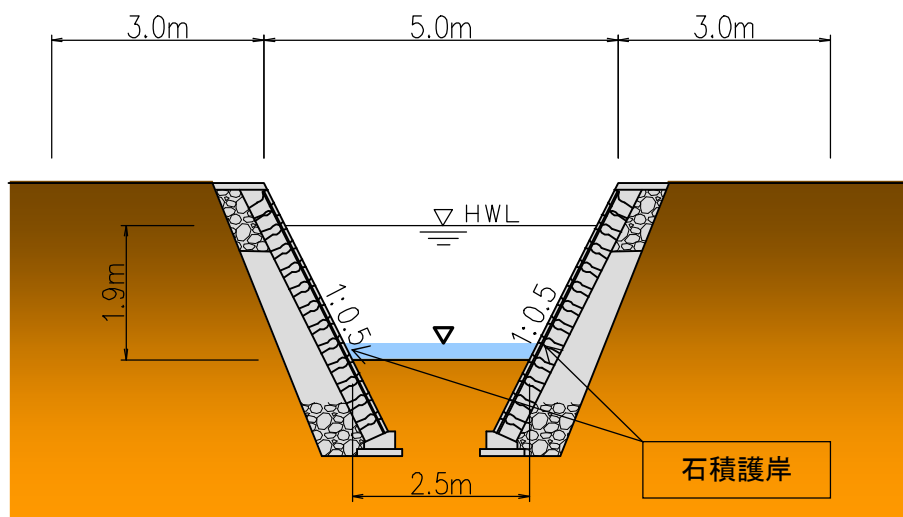
大川おおかわでは、旧国道170号から上流端までの約0.7kmの区間の河道断面が不足しているため、河道の付け替えを行います。既に、河道付け替えに必要な用地取得を進めており、引き続き事業進捗を図ります。

また、水辺本来の魅力を再生するため、周辺景観と調和した護岸、生物の生息・生育空間への配慮、親水性の向上などに努めます。

整備対象区間と整備内容を表2.5、図2.6に示します。

表2.5 大川おおかわの整備対象区間と整備内容(河川改修)

| 番号 | 区 間 | 整 備 内 容 |
|----|-----------------|--|
| ⑤ | 旧国道170号 ～上流端 | 河道の付け替えにより河道断面を確保します。整備にあたっては、人工的な印象を和らげるため、石積護岸などとします。また、源流部には自然豊かな生駒山地が広がることから、空隙の多い多様な水際線とするなど、水生生物の生息・生育しやすい環境を創出します。加えて、市街地における憩いやくつろぎ空間としても機能するよう、法面を植樹することが可能な区間において、緑化を図ります。 |



※「HWL: 計画高水位^{3 5}」

図2.6 大川おおかわ標準断面図(旧国道170号(大阪外環状線)上流付近)

5) 音川おとかわ

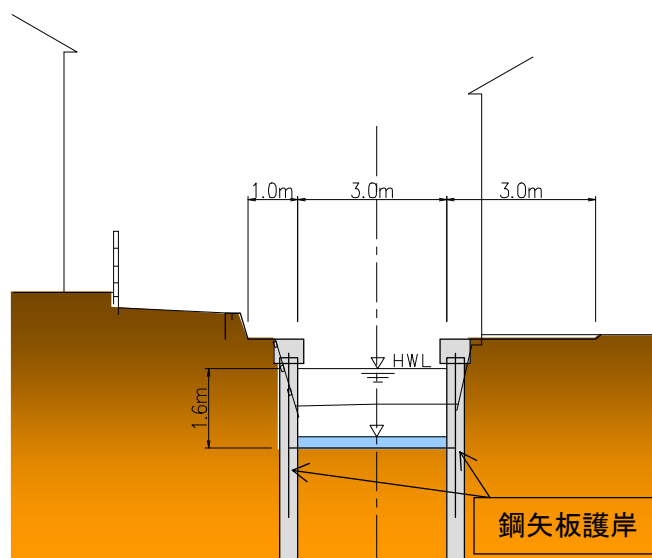
音川では、旧国道170号から上流約0.4kmまでの区間の河道断面が不足しているため、矢板護岸による河道拡幅ならびに河床の掘り下げなどをします。

また、水辺本来の魅力を再生するため、周辺と調和した護岸の修景、生物の生息・生育への配慮などに努めます。

整備対象区間と整備内容を表2.6、図2.7に示します。

表 2.6 音川おとかわの整備対象区間と整備内容(河川改修)

| 番号 | 区 間 | 整 備 内 容 |
|----|----------------------|---|
| ⑥ | 旧国道170号 ～上流約0.4km | 河道拡幅や河床の掘り下げなどにより河道断面を拡大します。整備にあたっては、人工的な印象を和らげるため、鋼矢板護岸には景観に配慮した修景を施します。また、源流部に自然豊かな生駒山地に近接し、河床勾配が急であることから、河床洗掘を防ぐために河床を保護しながら、可能な限り水生生物の生息・生育しやすい環境を創出するよう努めます。 |



※「HWL: 計画高水位^{3 5}」

図 2.7 音川おとかわ 標準横断面図 (旧国道170号上流付近)

6) 目下川くさかがわ

宮前橋みやまへしから国道170号までの約0.2kmの区間は、時間雨量50mm程度の降雨に対して床下浸水が発生しないものの、時間雨量65mm程度の降雨により床上浸水が発生することから、整備する必要があります。今後、寝屋川流域全体の整備水準を考慮しながら、実施に向けた調査・検討し、整備を行います。

(2) 遊水地の整備

遊水地は洪水を計画的に一時貯留することにより下流河川の洪水調節を行う施設です。すでに寝屋川治水緑地、打上川治水緑地、恩智川(花園)多目的遊水地の3施設が完成しており、今後、恩智川(法善寺)多目的遊水地の整備ならびに恩智川治水緑地(池島・福万寺)の越流堤の切り下げを行います。整備にあたっては、都市部における貴重なオープンスペースであるとともに生物の生息・生育拠点などとしての重要性を考慮し、人と川の関係の回復及び生態系への配慮を目指した川づくりを行います。そのため、河川沿いや遊水地周辺の土地利用、自然環境、生態系などの把握を的確に行うとともに、地域住民のニーズなどを考慮し、地域の特色を活かした整備を進めていくものとします。

1) 恩智川治水緑地

洪水調節効果の向上のため、越流堤の切り下げを行います。

恩智川治水緑地は、恩智川中上流部の八尾市福万寺、東大阪市池島にまたがる40.2haの遊水地で、恩智川の左右岸に設けた越流堤から洪水を流入させることにより、恩智川の洪水流量を調節します。また、恩智川の堤防と同じ高さの周囲堤を築造するとともに、池床の掘削により貯留量165万m³を確保しています。遊水地内は、上面の土地利用や遊水地の維持管理を考慮し、仕切堤で4つのゾーンに分割し、貯留頻度を変えています。貯留した水は、恩智川の水位が下がり、下流河川の安全が確認された段階で、排水門を通じて自然に第二寝屋川へ排水されます。

整備対象箇所と整備内容を表2.7、図2.8に示します。

表 2.7 整備対象箇所と整備内容(恩智川治水緑地)

| 番号 | 箇所 | 整備内容 |
|----|---------------------|--|
| ⑨ | 恩智川治水緑地 (池島・福万寺) | 越流堤高を約0.2m切り下げます。 整備にあたっては、恩智川の現状、地域住民の要望を十分踏まえ、親水性や景観の向上に努めます。 |

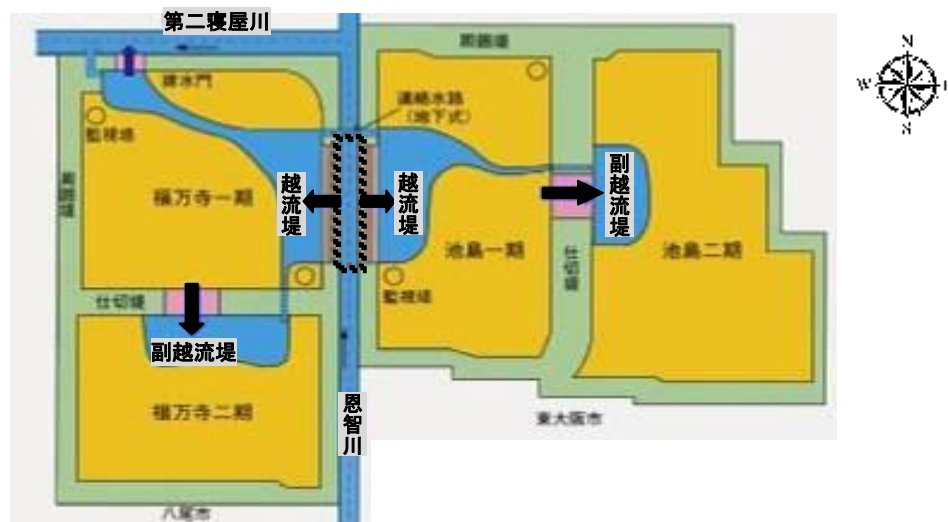


図 2.8 恩智川治水緑地(池島・福万寺) 平面図

2) 恩智川（法善寺）多目的遊水地

洪水調節効果の向上のため、用地取得及び周囲堤などの整備を行います。

恩智川（法善寺）多目的遊水地は、恩智川上流部の柏原市法善寺から八尾市神宮寺にまたがる 11.4ha の遊水地で、恩智川右岸に設けた越流堤から洪水を流入させることにより、恩智川の洪水流量を調節します。そのため、恩智川本川と同じ高さの堤防の築造と池床の掘削で必要貯留量 7.4 万 m³ を確保します。遊水地内については、府立八尾翠翔高等学校のグラウンドや公園などの利用及び遊水地の維持管理を考慮し、池床の高さを変え、貯留頻度を調整します。貯留した水は、恩智川の水位が下がり、下流河川の安全が確認された段階で、排水門を通じて自然に恩智川へ排水されます。

整備対象箇所と整備内容を表 2.8、図 2.9 に示します。

表 2.8 整備画対象箇所と整備内容(恩智川(法善寺)多目的遊水地)

| 番号 | 箇所 | 整備内容 |
|----|----------------|---|
| ⑩ | 恩智川(法善寺)多目的遊水地 | 越流堤、排水門、池床掘削、周囲堤などの整備により、7.4 万 m ³ を貯留します。 整備にあたっては周囲の自然環境などに配慮するものとし、常時池付近では、生物の生息・生育拠点となるよう生態系に配慮した整備を行います。 |

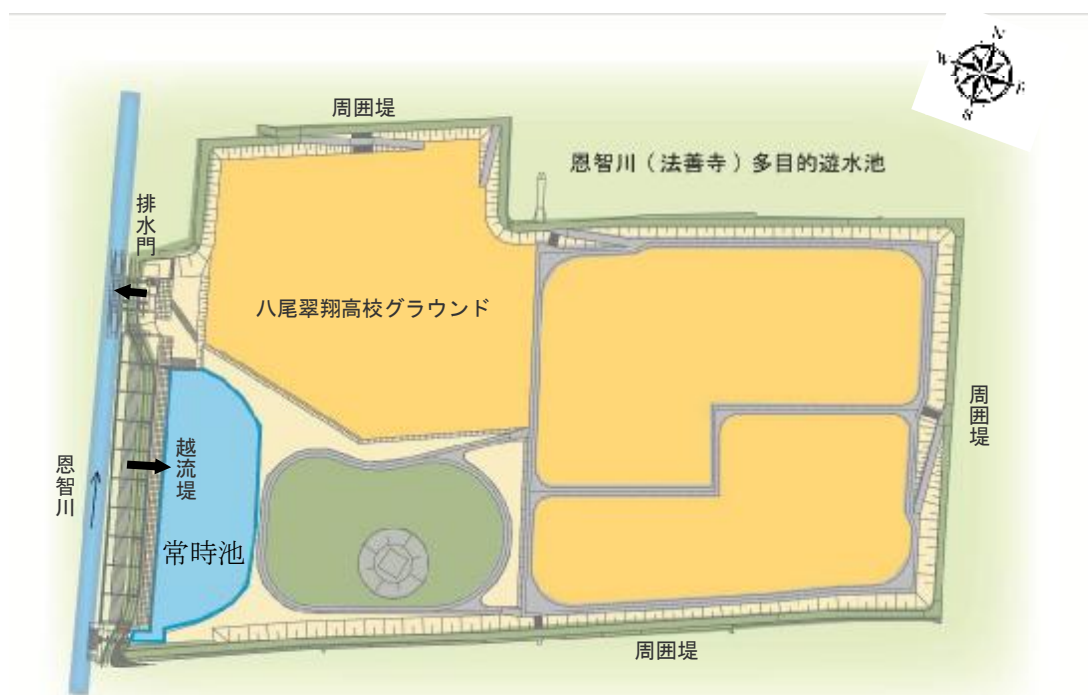


図 2.9 恩智川(法善寺)多目的遊水地 平面図

(3) 地下河川

地下河川は、河川の拡幅や新たな河川の開削が困難な場所において、道路などの公共施設の地下空間に整備し、流域外に雨水を放流する施設です。完成した区間から順次、大雨時の一時貯留施設として供用することが可能であるため、貯留できる区間毎に調節池という名称を用いています。現在、寝屋川北部地下河川と寝屋川南部地下河川で、それぞれ延長約14km、約13kmの整備を進めています。

1) 寝屋川北部地下河川

寝屋川北部地下河川は、残る約10.6kmの区間の整備とともに、排水機場の排水能力85m³/s分を整備します。

整備対象区間と整備内容を表2.9、図2.10に示します。

表 2.9 寝屋川北部地下河川の整備対象区間と整備内容

| 番号 | 区間 | 整備内容 |
|----|---------------------------|--|
| ⑪ | かどま 門真調節池 (2.9km) | 北島立坑から讃良立坑までの間の整備を行います。地下河川が完成するまでの間は暫定的に約7万m ³ の雨水を貯留することにより流域の浸水被害の軽減を図ります。 |
| ⑫ | もりぐち 守口調節池 (3.1km) | 鶴見立坑から松生立坑までの間の整備を行います。地下河川が完成するまでの間は暫定的に約6万m ³ の雨水を貯留することにより流域の浸水被害の軽減を図ります。 |
| ⑬ | つるみ 鶴見調節池 (1.7km) | 城北川取水立坑から鶴見立坑までの整備を行います。地下河川が完成するまでの間は暫定的に約11万m ³ の雨水を貯留することにより流域の浸水被害の軽減を図ります。 |
| ⑭ | みやこじま 都島調節池 (2.9km) | 城北川取水立坑から都島立坑までの整備を行います。地下河川が完成するまでの間は暫定的に約30万m ³ の雨水を貯留することにより流域の浸水被害の軽減を図ります。 |
| ⑮ | 排水機場 | 寝屋川北部地下河川として供用するため、旧淀川(大川)へ約85m ³ /sの排水を行う排水機場を築造します。 |

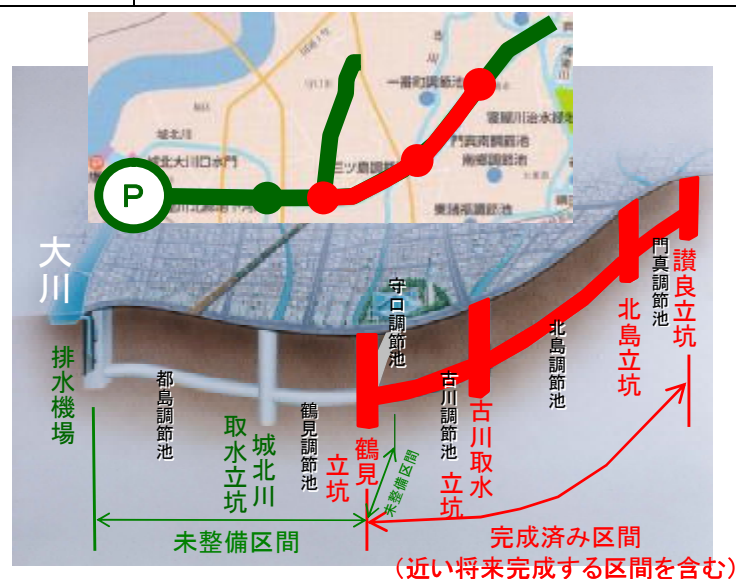


図 2.10 寝屋川北部地下河川完成イメージ

2) 寝屋川南部地下河川

寝屋川南部地下河川は、残る約2.2kmの区間の整備とともに、排水機場の排水能力120 m³/s分を整備します。

整備対象区間と整備内容について表2.10、図2.11に示します。

表 2.10 寝屋川南部地下河川の整備対象区間と整備内容

| 番号 | 区間 | 整備内容 |
|----|--------------|---|
| ⑯ | 岸里調節池(2.2km) | 排水機場から平野川調節池までの間の整備を行います。地下河川が完成するまでの間は暫定的に約16万m ³ の洪水を貯留することにより流域の浸水被害の軽減を図ります。 |
| ⑰ | 排水機場 | 寝屋川南部地下河川を放流施設として供用するため、木津川へ約120 m ³ /sの排水を行う排水機場を築造します。 |



図 2.11 寝屋川南部地下河川完成イメージ

(4) 流域調節池

公園や道路などの地下に建設し、水路や下水道などからの雨水を一時貯留することにより浸水被害を軽減する施設です。

現在、香里西調節池をはじめ23ヶ所が完成し、貯留量約57万m³が整備済です。今後は整備中の西郷通調節池を含めて約40万m³の貯留量を確保します。なお、整備については、過去の浸水実績や土地利用の状況などを考慮して優先順位の高い箇所から順次整備していきます。

整備対象箇所と整備内容を表2.11、図2.12に示します。

表 2.11 流域調節池の整備対象箇所と整備内容

| 番号 | 箇所 | 整備内容 |
|----|--|-------------------------------|
| ⑱ | 西郷通調節池 | 貯留量4万m ³ を確保します。 |
| ※ | 萱島B、守口、東野田、四条、中浜東、長吉、片江、太平、平野市町、新家、小阪合、その他 | 貯留量約36万m ³ を確保します。 |

※ 整備対象とする流域調節池は、候補地を対象に整備効果や実現性などの検討を行い選定する。



図 2.12 西郷通調節池完成イメージ

2. 河川環境改善の取り組み

河川環境の改善に向け、水量の安定的な確保、汚濁負荷の削減・発生源の対策、地域が主体となった川づくりによる良好な河川環境・景観の形成、ダイオキシン類の対策を進めます。

河川環境改善における10年間の実行計画として、平成33年度を目標年度とし、寝屋川流域協議会で策定した寝屋川流域水環境改善計画³⁶に基づき河川環境の改善に取り組んでいきます。整備対象区間と取り組み内容を図2.13、表2.12に示します。

なお、寝屋川流域水環境改善計画が見直された場合には、改定計画に基づき、取り組みを進めることとします。

(1) 水量の安定的な確保

望ましい流量の確保や非かんがい期の水質改善に向け、関係機関と連携して、農業用水の有効活用や下水道の高度処理水の導水などに取り組み、水量の確保を図っていきます。

(2) 汚濁負荷の削減・発生源の対策

支川・水路も含めた流域全体の水質改善や河道内のごみの削減を図っていくため、関係機関と連携し、未処理生活雑排水の対策や河川へのごみの投棄防止など、汚濁負荷の削減及び発生源の対策を推進します。

(3) 地域が主体となった川づくりによる良好な河川環境・景観の形成

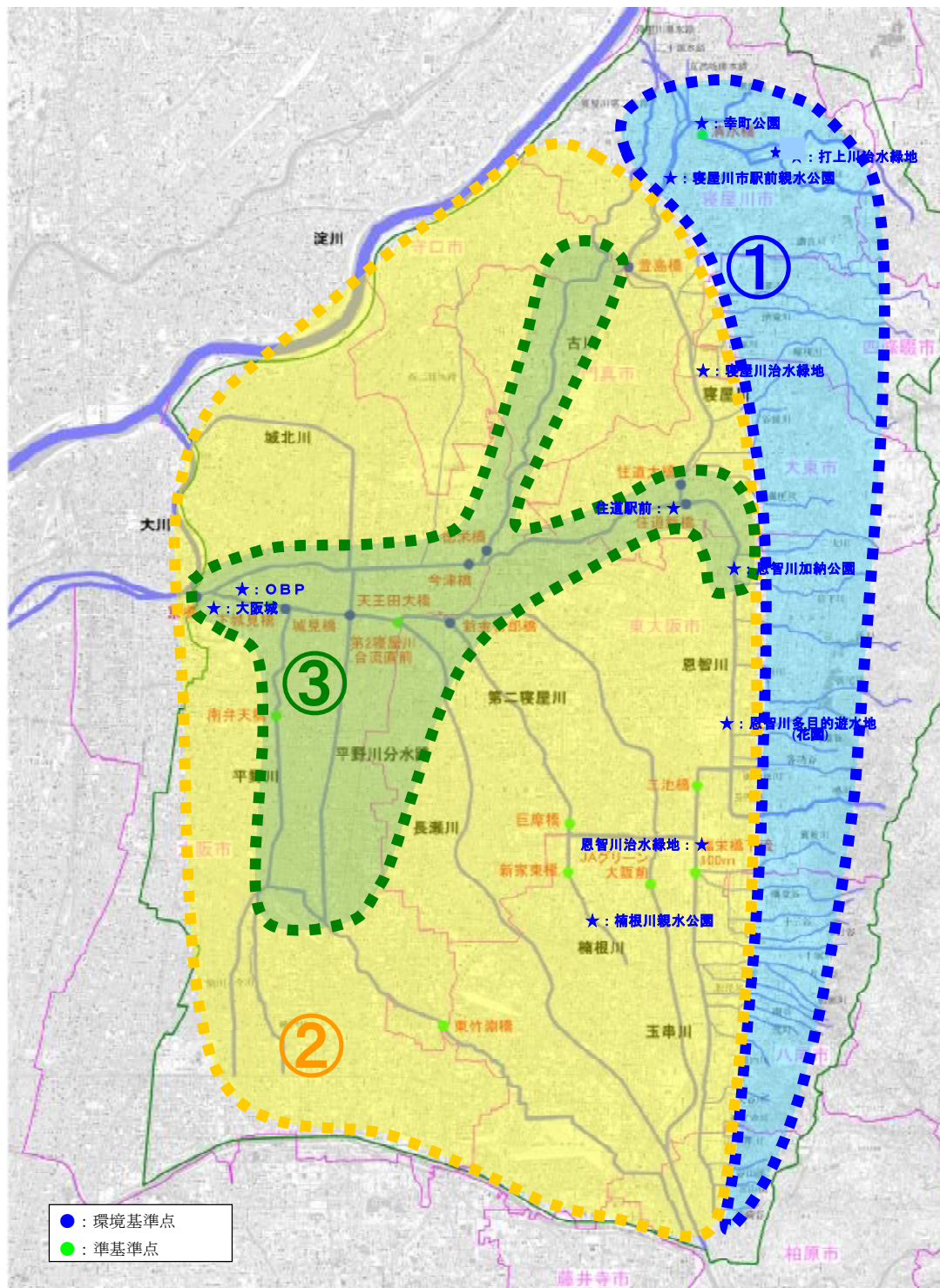
地域の川に対する愛着を深めていくため、流域の関係団体や企業との連携や行動の促進、活動団体相互の共通認識や意見交換の場づくり、団体の後継者の育成の仕組みづくりなど、活動の活性化を支援するとともに、川づくりの機運が高い地域を重点的に整備するなどにより、地域が主体となった川づくりを一層推進し、良好な河川環境・景観の形成を図ります。

(図2.14、図2.15)

(4) ダイオキシン類の対策

古川^{ふるかわ}などの環境基準を超過する底質の除去を進めます。

³⁶寝屋川流域水環境改善計画：淀川水系寝屋川流域水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）の後継計画として、地域の全ての主体が連携した流域全体の水環境改善に向けた取り組みを推進するため目標年度を平成33年度とした10年間の実行計画。平成24年5月に策定。



| 区分名 | ① | ② | ③ |
|---------|-----------------------|---|---|
| 現状の河川特性 | 川に入り、水や生き物とふれあえる | 日常的に川を見ながら散策などを楽しめる | 堤防や居住などで、街から直接は水面は見えにくい、橋などから見ると空間の広がりを感じられる。 |
| 目標像 | 水に入って生き物と触れ合える川 | 暮らしの中に憩いやくつろぎを与える川 | 街なかのオープンスペースとしてゆとりが感じられる川 |
| 主な河川名 | 寝屋川上流 生駒山麓支川群の中上流部 | 寝屋川中流 恩智川上流（松の鼻橋より上流） 第二寝屋川上流 平野川上流 | 寝屋川下流 恩智川下流 第二寝屋川下流 平野川下流 平野川分水路 古川 |

図 2.13 河川環境改善の目標像区分毎の整備対象区間

表 2.12 取り組み一覧表

| 水域区分 | ① | ② | ③ |
|-------------------------------|--|--|--|
| 現状の河川特性 | 川に入り、水や生き物とふれあえる | 日常的に川を見ながら散策などを楽しめる | 堤防や居住等で、街から直接は水面は見えにくい、橋などから見ると空間の広がりを感じられる |
| 水量の安定的な確保(*1) | 淀川からの浄化導水*2 | 農業用水の副次効果による流域全体の水環境改善 地下水の導水 下水の高度処理水の活用 | — |
| 汚濁負荷の削減・発生源の対策 | — | 下水道の整備や接続の促進 下水処理場における高度処理化 合流式下水道の改善 ごみ対策の推進 | 底質汚泥の浄化浚渫・除去 ○寝屋川中流部（古川合流点～戎大黒橋上流） ○平野川中流部（千歳橋下流～都橋） |
| 地域が主体となった川づくりによる良好な河川環境・景観の創出 | 生き物とのふれあいを視野に入れた親水空間整備 ○寝屋川上流部（打上川治水緑地下流ほか） | 親水性や河川環境に配慮した護岸整備 ○恩智川中流部（薬師橋付近～近鉄信貴線） 景観に配慮した護岸整備 ○平野川最上流部 | 景観の改善 |
| | | 河川を軸線として周辺歴史・観光施設等を結ぶ散策やサイクリングルートの設定 | |
| | | 実感しやすい指標による府民と連携した水環境のモニタリング | |
| | | 企業が持つ水質浄化や生物環境改善に関する民間技術の活用 | |
| | | 地域住民、NPO、企業等のネットワーク化の支援 | |
| | | 水辺活動を共有する機会の創出による流域全体の交流促進 | |
| | | アドプト・リバー・プログラムなどの水辺活動への支援 | |
| ダイオキシン類の対策 | — | — | 環境基準を超過する底質の除去 ○古川中流部（古川大橋下流～三ツ島大橋） |

*1 導水の運用にあたっては、親水空間等における水辺活動に配慮するものとする。

*2 主に区分②及び③に含まれる寝屋川及び古川の水質改善を図るために実施



図 2.14 平成 25 年 6 月に完成した川勝水辺ひろば(寝屋川市川勝町)



図 2.15 住民参加による取組事例(寝屋川市駅前)

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるよう適切に行います。

1. 河川管理施設の維持管理

寝屋川流域は、洪水時に操作が必要な排水機場や水門などが多いとともに、鋼矢板護岸の区間が長いのが特徴です。これらの施設は、整備から長年経過したものが多く、老朽化も進行していることから、今後もその機能の維持のため、定期的な点検とともに、各施設が正常な機能を発揮するよう適切な補修、修繕を行うものとします。

具体的には、水門及び大規模ポンプ設備などについて、状態監視による劣化状況を把握することで、計画的に分解整備や部分補修を実施し、設備の長寿命化を図り、鋼矢板については定期的に点検を行い、塗装の塗替えを実施します。

実施にあたっては、長期的な補修・更新計画を策定するとともに、施設の状態を把握し、適宜計画を見直し、設備の最適な補修・更新を実施することで、将来のライフサイクルコストの平準化と抑制を図っていきます。

また、老朽化護岸などの対策は、施設点検の結果による老朽化等の度合に加え、「今後の治水対策の進め方」に基づく各河川の地先の危険度評価を考慮し、優先的に実施する区間を決定し、計画的に補修・更新を行います。

2. 河道の維持

洪水の流下を阻害する土砂の堆積、植生の繁茂に対しては、河床を一律平坦に除去するのではなく、滞筋を残すなど、生態系及び周辺の自然環境に配慮しながら、堆積土砂・植生繁茂の状況を定期的に調査し、阻害率の高い区間を把握することと併せ、地先の危険度などを考慮し優先順位を定め、計画的に撤去を行っていきます。なお、堆積土砂の掘削に伴い環境基準値を超過するダイオキシン類などが発見された場合には、適宜処理方法を検討し対処します。

3. 日常管理

不法行為（ゴミの投棄・耕作など）や河川施設の変状、破損状況など日々変化する河川の現状を把握するため、パトロールを強化し、より迅速に対処します。

また、河川・砂防施設の定期点検や大規模な出水後の緊急点検などを実施し、構造物の劣化・損傷の把握に努めるとともに、判明した危険個所については、地域住民と情報を共有します。

日常的な管理である除草や樹木の伐採などについては、保全すべき種と除去すべき種に十分注意し、健全な生態系の保全に努めます。また、河川敷の清掃については、今までと同様に、NPO や市民団体などと連携しながら進めます。水面清掃についても、流域関係市と連携し実施します。

河川空間については、より一層、日常的に河川空間が活用され、川に親しみ愛着をもってもらうため、さまざまな地域団体の活動や教育機関との連携に努めます。

さらに、河川の占用工作物については、河川管理上支障とならないよう適切な許認可に努めるとともに、河川利用を妨げるだけでなく景観や水質にも問題となる不法投棄・不法占拠などについては、必要に応じて流域関係市、関係機関及び地域住民などと連携しながら、適切に対応します。

4. 水量・水質の保全

雨量・水位のデータと併せて水量・水質のデータを把握し、水環境の保全・改善を実現するよう努めるとともに、水質事故については、関係機関や地域住民との連携により早期発見に努め、適切かつ速やかな処理を行います。

5. 被災後の復旧

洪水の発生により護岸などの河川管理施設が被災した際には、二次災害を防止するため応急的な対策を施し、速やかに機能復旧を行います。

第3章 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

第1節 地域や関係機関との連携等に関する事項

1. 関係機関との連携

治水施設による対応には限界があることから、雨が降っても河川に流出する量を減らすための流出抑制に取り組みます。併せて、河川氾濫や浸水が起こった場合でも、被害が最小限となる街づくりに向けた家屋の耐水化や望ましい土地利用のあり方等の検討を行います。

寝屋川流域では、大阪府、流域11市、国土交通省からなる寝屋川流域協議会を昭和60年に設立して以降、総合治水対策、水環境改善および森林保全に取り組んできました。今後も、協議会による連携強化に努め、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、下水道ポンプの排水量を調整するための施設の運転操作ルール³⁷の策定など、浸水の軽減を図るための取り組みを行います。また、水環境改善施策を総合的かつ重点的に実施するための役割などを調整するとともに、良好な水環境の創出や人々が水辺に親しめる川づくりに向けた取り組みを行います。また、農林部局と連携し森林保全を図り、生駒山地の森林が本来持つ治水機能を保持し、降雨時の流出抑制や土砂災害の防止などの良好な都市環境の創出に向けた取り組みを行います。

2. 雨水浸透阻害行為への指導

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、開発行為に起因する流出増分を抑制する流域対応施設の設置や恒久的に存置させる指導を流域関係市とともに行ってきました。今後も引き続き指導をしていくとともに、浸水被害が最小限となるまちづくりの促進に向け、適切な土地利用誘導などの検討を流域関係市と連携して行います。

3. 地域などへの連携

地域に愛される川づくりを目指し、地域住民をはじめ、NPO、市民団体、企業や関係機関などとの情報共有に取り組んできましたが、今後も地域が主体となった川づくりの一層の推進を図るため、連携を強化します。あわせて、日頃から川に親しんでもらうため、河川に関する情報を地域住民に提供するとともに、施設見学会、出前講座や水辺で活動する団体の地域交流会など情報交換の場の提供・演出、アドプト・リバー・プログラムを活用した美化・清掃活動、住民によるクリーンキャンペーンなどの活動を支援することにより、川の再生を共に育んでいくよう、河川愛護思想の普及に努めていきます。

³⁷下水道ポンプ施設の運転操作ルール：整備水準を超える規模の降雨が発生した場合に、下水道ポンプ施設の運転を調整し、河川水位の上昇を回避することで破堤に伴う外水氾濫による大規模な被害を防ぐための下水道ポンプの運転調整ルール

第2節 河川情報の提供に関する事項

寝屋川流域は、浸水被害が起こりやすい低平地であるにも関わらず、昭和30年代の高度経済成長期に大阪市へのアクセス利便性の良さなどから密集市街地が形成されたこともあり、大阪府域でも特に住宅や企業が多い地域となっています。このため、流域関係市や商工会議所と連携し、地域住民や企業従事者が安全、確実に避難行動を取れるよう、現状の河川氾濫・浸水による危険性の周知、必要な情報の提供・伝達の実施、地域住民や企業従事者など自らが行動できる体制づくりや避難訓練を支援するとともに、地域住民や企業従事者との双方向の情報共有となるよう努めます。

具体的には、これまでの洪水ハザードマップによる情報提供に加え、平成24年3月に作成・公表した様々な降雨による地先（家屋など）の危険度及び被害の発生状況などをわかりやすく周知する「洪水リスク表示図」の周知・共有に努めます。さらに、流域関係市が作成する寝屋川流域の特性により生じる内水浸水の形態を踏まえた「避難勧告などの判断・伝達マニュアル³⁸」の作成支援や、流域関係市・地域・企業と連携した地域版水防災マップ³⁹の作成（町会単位など）作業、簡易型図上訓練⁴⁰などを通じて、地域の状況に応じたきめ細やかな避難体制づくりに取り組みます。

また、これまで行ってきた洪水予報のさらなる精度向上や現在実施しているホームページなどでの情報提供（雨量、水位）に加え、地上波デジタル放送の活用など、多様な情報共有手段による防災情報の提供とあわせ、流域関係市の迅速かつ的確な水防活動や避難勧告などの発令や地域住民などの自主避難の参考となる、更に効率的な情報提供に取り組みます。

さらに、河川に関する各種イベントなどの広報活動にあわせた防災に関する情報の提供や流域関係市と連携した地域や企業に対する防災講習会の実施により、防災への意識の高揚や防災に関する基礎知識の正しい理解に努めていきます。

また、親水空間の計画・設計において、急激な増水に対する「逃げやすさ」についても配慮するとともに、注意喚起看板の設置や利用者への注意喚起に努めるとともに、環境学習の場を通じ、河川が持つ自然の豊かさや、その反面、危険性も内在していることを子供の頃から身に付けられるよう関係機関とともに取り組んでいきます。

³⁸ 避難勧告などの判断、伝達マニュアル：住民に対して避難のきっかけとなる情報（避難準備、避難勧告、避難指示）を適時適切に提供するための基準書。

³⁹ 地域版水防災マップ：洪水リスク表示図を基に、地域の状況に応じたきめ細やかな情報の入った防災マップのことで、住民が主体となって作成する。

⁴⁰ 簡易型図上訓練：参加者が地図を使って防災対策を検討する訓練。地域で起こりうる災害をイメージし、地図への書き込みを通して、参加者全員が主人公となり、災害への対応を考えるもの。